

第2章 性能向上計画認定・認定表示について

建築物省エネ法における性能向上計画認定及び認定表示では、いずれの認定においても対象となる建築物用途に限定はなく（住宅も非住宅も対象）、規模の制限もない（300㎡未満も対象）。

ただし、各々の認定制度において、申請単位や適用される基準が異なることとなるため注意する必要がある。

1. 申請の単位について

性能向上計画認定における認定の対象は、建築物全体もしくは建築物の部分として認定を行うことが可能となっている。ここで建築物の部分の認定とは、共同住宅あるいは複合建築物における特定の住戸のみの認定や、非住宅部分のみの認定をいう。非住宅部分のみとは、非住宅部分全体の認定であって、テナント等の部分のみの認定をすることはできない。

一方、認定表示における認定の対象は建築物全体となっており、共同住宅あるいは複合建築物における特定の部分のみを認定することはできない。

2. 基準の適用

適用する基準は、性能向上計画認定もしくは認定表示の別に応じ、表 2-2-1 のとおりとなっている。特に一次エネルギー消費量基準に関しては、用途や建築物省エネ法施行の際現に存する建築物かなどに応じ、省エネ基準に対する認定基準の水準が異なることとなる。

表 2-2-1 認定制度の別に応じた適用基準

対象用途	適用基準	認定表示		性能向上計画認定	
		省エネ基準に対する適合基準の水準		省エネ基準に対する認定基準の水準	
		建築物省エネ法施行後に新築された建築物	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物	建築物省エネ法施行後に新築された建築物	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネ ^{※1}	1.0	1.1	0.8	1.0
	外皮 (PAL*)	—		1.0	—
住宅	一次エネ ^{※1※2}	1.0	1.1	0.9	1.0
	外皮 (U _A 、η _{AC}) ^{※3}	1.0	—	1.0	—

※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量（家電・OA 機器等を除く）」／「基準一次エネルギー消費量（家電・OA 機器等を除く）」が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※3 基準のレベルはH25 省エネ基準と同レベルとなっている。

上表において、認定表示は、適合性判定あるいは届出に係る基準である建築物エネルギー消費性能基準への適合確認であるため、非住宅用途にあっては外皮性能基準が適用されないこととなる。

また、非住宅及び住宅用途の複合建築物の場合は、非住宅用途及び住宅用途のそれぞれが上表の基準に適合している必要があるが、1年目施行（平成28年4月施行予定）の際、現に存する建築物については、外皮基準を適用しないこととする特例があるなど、適用する基準などの判断については注意する必要がある。

なお、法第23条の特殊の構造又は設備を用いる建築物の大臣認定制度は、適合性判定又は届出に係る特例であって、性能向上計画認定や認定表示においては適用することはできない。

さらに、性能向上計画認定及び認定表示については、既存の建築物に対する認定申請が行われることも想定される（性能向上認定については一定の工事等を伴う。）が、その場合、申請において性能値の分からない既存の建材・設備については、一定の値をデフォルト値として申請することを可能とする予定である。

3. 性能向上計画認定（容積率特例）について

（1）性能向上計画認定に係る手続きのフロー

性能向上計画認定では、所管行政庁に認定申請を行う場合、併せて確認申請を行うことも可能となっている。また、登録省エネ判定機関等による技術的審査適合証の活用なども考えられるが、それらを踏まえた基本的な手続きフローは図2-3-1のとおりとなっている。

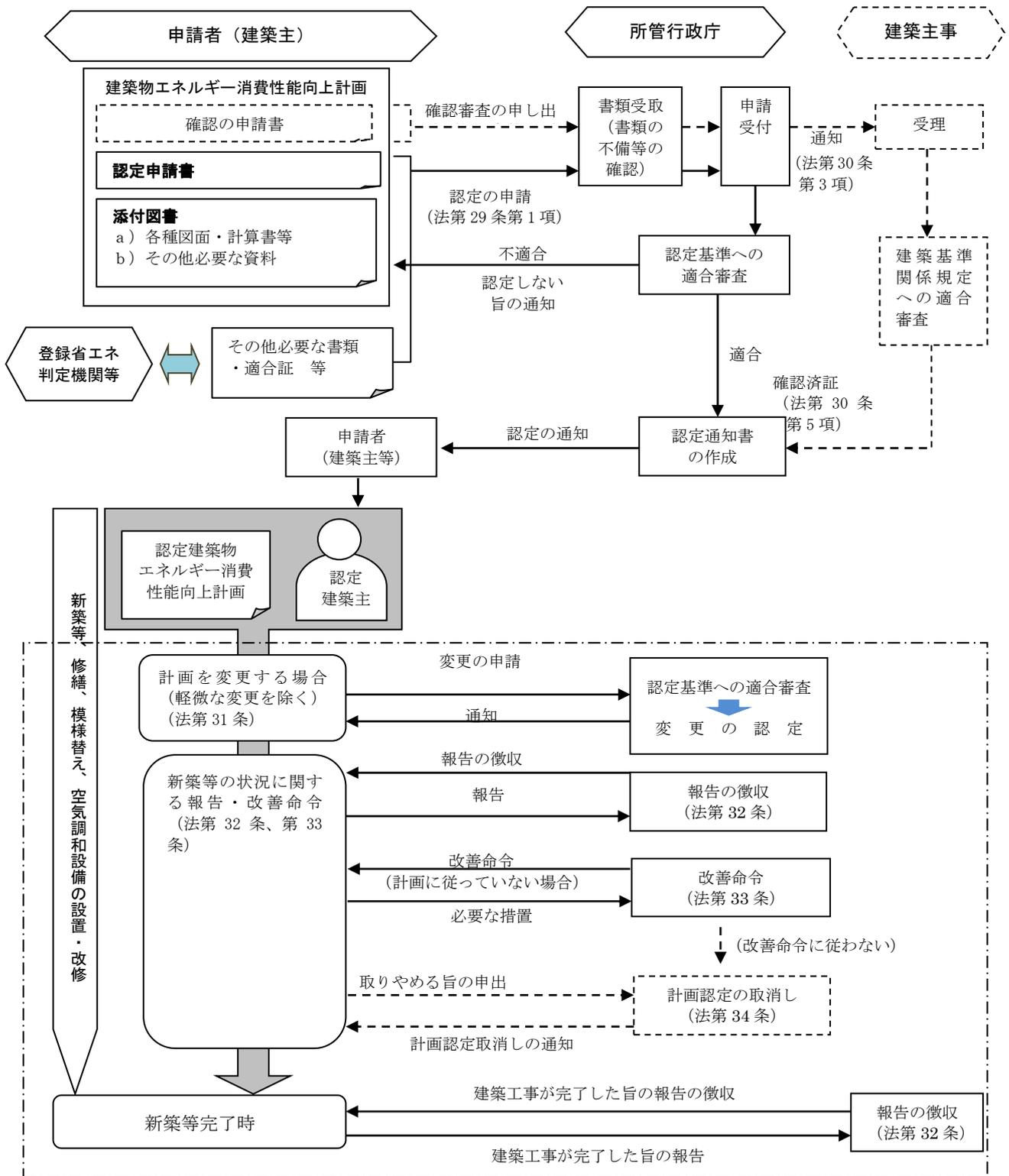


図 2-3-1 性能向上計画認定手続きの一般的な流れ

(2) 性能向上計画認定に係る技術的基準

性能向上計画認定では、建築物省エネ法第30条第1項及び省令に基づき、用途に関わらず外皮及び一次エネルギー消費量に係る技術的基準の両方が適用されることとなる。以下では、申請の単位に応じた基準の適用の考え方を整理する。

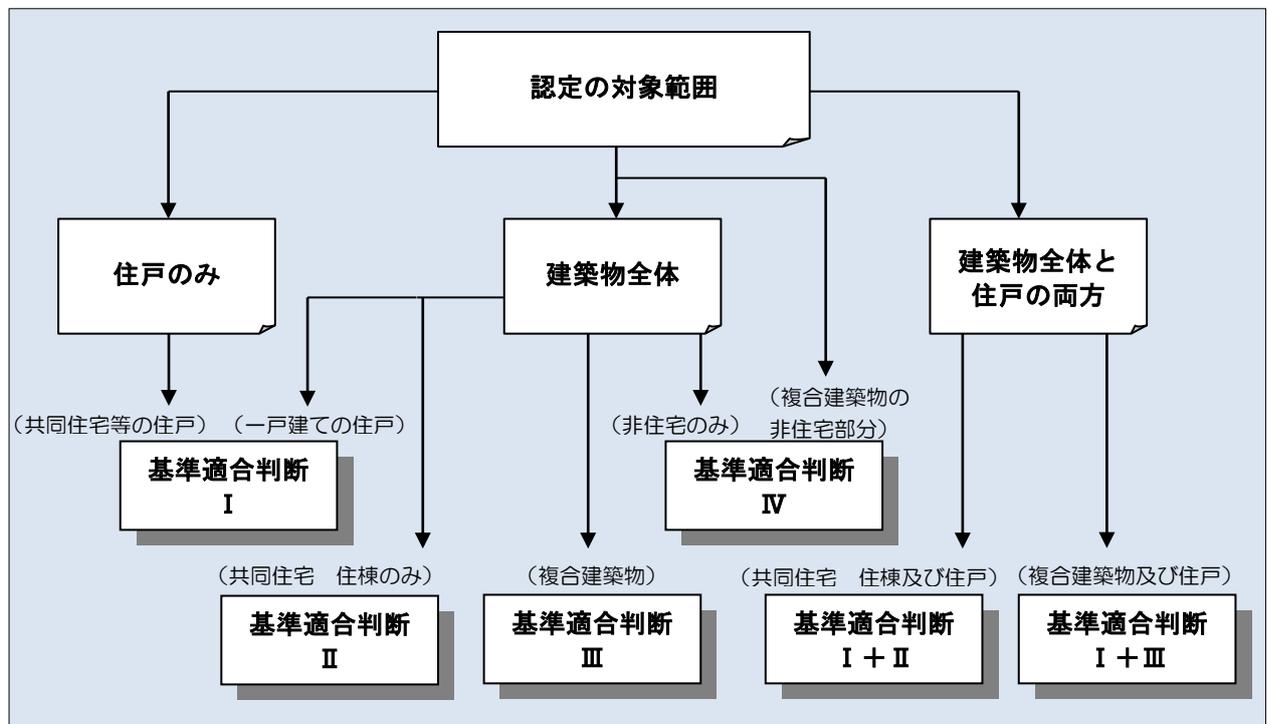
まず、住戸のみの認定（基準適合判断Ⅰ）では、各住戸における一次エネルギー消費量及び外皮性能について、設計値が基準値以下となることが必要となる。なお、一戸建ての住宅は、建築物全体の認定を受けることで建築物全体及び住戸での認定を受けることと同様の取扱いがなされる。

次に共同住宅の場合の建築物全体での認定（基準適合判断Ⅱ）では、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部における設計値の合計が、各住戸及び共用部における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸の設計値が基準値以下となることが必要となる。

住宅部分を含む複合建築物全体の認定（基準適合判断Ⅲ）の場合、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部、非住宅部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部、非住宅部分における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸及び非住宅部分の設計値がそれぞれ基準値以下となることが必要となる。

非住宅建築物全体もしくは非住宅用途部分の認定（基準適合判断Ⅳ）の場合、一次エネルギー消費量について各用途における設計値の合計が基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となることが必要となる。

図 2-3-2 性能向上計画認定における申請の単位に応じた基準適合判断



また、建築物全体と住戸の両方の認定においては、共同住宅等の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅱに、住宅部分を含む複合建築物の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅲの組合

せで基準適用がされる他、一部分の住戸の認定と非住宅部分の認定では基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅳの組合せも考えられるなど、申請の内容に応じ各ルートの組合せにより判断を行うこととなる。

さらに上記組合せを考慮した上、表 2-2-1 から分かるように、建築物省エネ法施行の際現に存する建築物と施行後に着工された建築物で適用基準が異なることとなる。具体的には一次エネルギー消費量に関して、建築物省エネ法施行の際現に存する建築物か否かに応じ、認定基準の水準が以下のように取り扱われることとなる。

<非住宅における誘導基準値：省エネ基準に対する認定基準の水準>

- ・建築物省エネ法施行の際現に存する建築物：1.0
- ・建築物省エネ法施行後に新築された建築物：0.8

<住宅における誘導基準値：省エネ基準に対する認定基準の水準>

- ・建築物省エネ法施行の際現に存する建築物：1.0
- ・建築物省エネ法施行後に新築された建築物：0.9

また、外皮基準に関しては、建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については適用されないこととなる。

【基準適合判断Ⅰ】

○一戸建ての住宅、共同住宅の住戸

- 適合判断
- ・各住戸における一次エネルギー消費量について、
住戸設計値 ≤ 住戸誘導基準値
 - ・各住戸における外皮性能（※）について、
 U_A 値設計値 ≤ U_A 値基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 ≤ η_{AC} 値基準値
- ※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物除く。

【基準適合判断Ⅱ】

○共同住宅 住棟のみ

- 適合判断
- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、

$$\begin{array}{ccc} \Sigma(\text{各住戸設計値}) & \text{の合計} & \Sigma(\text{各住戸誘導基準値}) \text{の合計} \\ + & & + \\ \Sigma(\text{共用部設計値}) & \text{の合計} & \Sigma(\text{共用部誘導基準値}) \text{の合計} \end{array} \leq$$
 - ・各住戸における外皮性能（※）について、
 U_A 値設計値 ≤ U_A 値基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 ≤ η_{AC} 値基準値
- ※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物除く。

【基準適合判断Ⅲ】

○住宅・非住宅複合建築物

- 適合判断
- ・認定対象建築物について(イ) 又は(ロ) かつ (ハ) に適合すること。
- (イ)
- ・非住宅部分の一次エネルギー消費量
$$\Sigma(\text{非住宅設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅誘導基準値})\text{の合計}$$
 又は
$$\text{BEI}_m \leq \text{非住宅誘導基準値}$$
 - ・住宅部分の一次エネルギー消費量
$$\Sigma(\text{各住戸設計値})\text{の合計} + \Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸誘導基準値})\text{の合計} + \Sigma(\text{共用部誘導基準値})\text{の合計}$$
- (ロ)
- $$\Sigma(\text{非住宅設計値})\text{の合計} + \Sigma(\text{各住戸設計値})\text{の合計} + \Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅誘導基準値})\text{の合計} + \Sigma(\text{各住戸誘導基準値})\text{の合計} + \Sigma(\text{共用部誘導基準値})\text{の合計}$$
- 注 住宅部分（各住戸および共用部の設計一次エネルギー消費量の合計）と、非住宅部分の設計一次エネルギー消費量がそれぞれ省エネ基準値以下であることが前提となる。
- (ハ)
- ・各住戸における外皮性能（※）について、
$$U_A\text{値設計値} \leq U_A\text{値基準値} \text{ かつ}$$
$$\eta_{AC}\text{値設計値} \leq \eta_{AC}\text{値基準値}$$
 - ・非住宅部分の外皮性能について、
$$\text{外皮性能設計値 (PAL*)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL*)} \text{ 又は}$$
$$\text{BPI}_m \leq 1.0$$
- ※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物除く。

【基準適合判断Ⅳ】

○非住宅のみ

- 適合判断
- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量及び外皮性能について、
$$\Sigma(\text{非住宅設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅誘導基準値})\text{の合計}$$
$$\text{外皮性能設計値 (PAL*)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL*)} (\text{※})$$
又は
$$\text{BEI}_m \leq \text{非住宅誘導基準値}$$
$$\text{BPI}_m \leq 1.0 (\text{※})$$
- ※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物除く。

(3) 性能向上計画認定に係るその他の基準

性能向上計画認定では、(2)で記載した外皮及び一次エネルギー消費量に係る技術的基準の他に、建築物省エネ法第30条第1項第2号及び第3号で定める以下の2つの基準が適用されることとなる。

- 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切であること。
- 資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

上記1点目の事項については、国土交通大臣が定める「建築物のエネルギー消費性能基準の向上に関する基本的な方針」の内容に照らし適切であることの確認が行われることとなる。

なお、2点目の事項については省エネ化設備等を導入することを前提とした資金計画がなされていることを、申請書の記載により確認を行うこととなるため、第四面に図2-3-3を参考として記載する必要がある。

(第四面)		
2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画		
(非住宅の場合の例) 賃貸予定価格の合算 月当たり●億●千万円 (m ² 当たり月当たり平均●円)		
(共同住宅の場合の例) 販売予定価格の合算 (●戸分) ●億●千万円 (戸当たり平均●万円)		
3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期		
[工事の着手の予定年月日]	●年	●月 ●日
[工事の完了の予定年月日]	▲年	▲月 ▲日
(注意) この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。		

図 2-3-3 申請書第四面における資金計画の記載例

(4) 適合性判定みなしについて

法第 30 条第 8 項においては、法第 12 条第 1 項の規定による適合性判定を受けなければならないものについては、性能向上計画認定を受けることにより上記適合性判定通知書の交付を受けたものとみなすこととされている。

(5) 届出みなしについて

法第 30 条第 9 項においては、法第 19 条第 1 項の規定による届出をしなければならないものについては、性能向上計画認定を受けることにより上記届出をしたものとみなすこととされている。

ただし、(4) および (5) において、建築物の部分のみで認定を受けた場合は、上記みなし規定は原則適用されないこととなるため注意する必要がある。

※複合建築物の非住宅部分が適合性判定の対象となっていて、住宅部分が届出対象となっていない場合で、非住宅部分のみ性能向上計画認定を受けたケースなどでは、適合性判定みなしの適用が考えられる。

4. 認定表示について

(1) 認定表示に係る手続きのフロー

認定表示では、登録省エネ判定機関等による技術的審査適合証のほか、以下に示す各種証明書等を活用した審査を行うことが考えられるが、それらを踏まえた基本的な手続きフローは図2-4-1のとおりとなっている。

- ① 登録省エネ判定機関等による技術的審査適合証
- ② 建築物省エネ法第12条第3項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ③ 建築物省エネ法第30条に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ④ 低炭素法第54条に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ⑤ 住宅品確法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4もしくは等級5※に適合していること)の写し

※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級3(新設予定)も可。

なお、上記②は、非住宅用途のみの建築物において活用可能であり、⑤については住宅用途のみの建築物において活用可能であることに注意する必要がある。

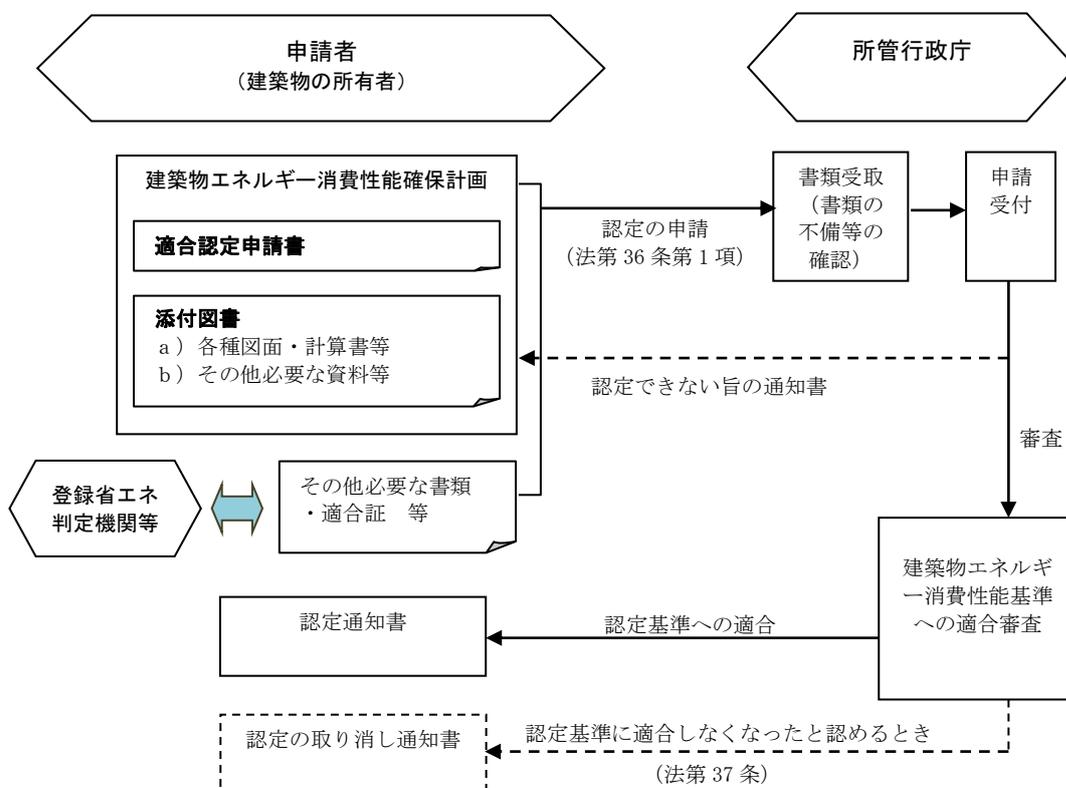


図 2-4-1 認定表示の手続きの流れ

(2) 認定表示に係る適用基準

認定表示において適用される基準は、住宅あるいは非住宅の用途に応じ、届出あるいは適合性判定で用いられる基準と同一となっている。

まず、一戸建ての住宅の認定表示（基準適合判断Ⅰ）では、住戸における一次エネルギー消費量の設計値が基準値以下であること。また、外皮性能については設計値が基準値以下であることもしくは告示で定める仕様基準に適合していることが必要となる。

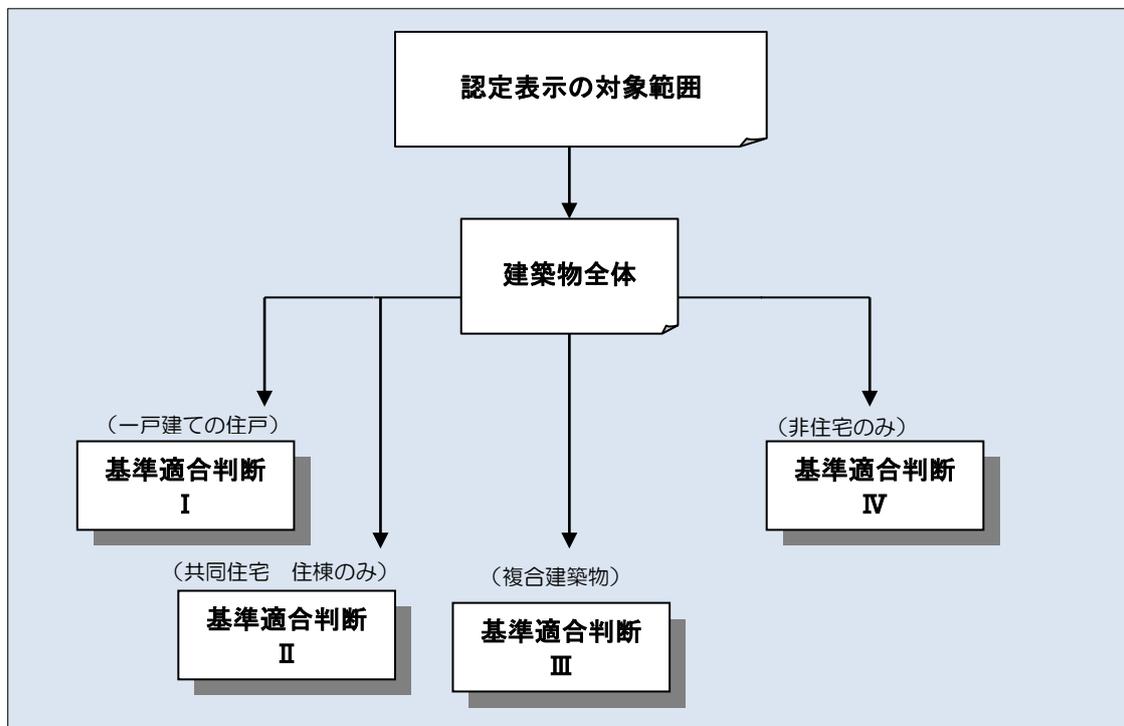
次に共同住宅の認定（基準適合判断Ⅱ）では、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部における設計値の合計が、各住戸及び共用部における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸の設計値が基準値以下となることが必要となる。

住宅部分を含む複合建築物の認定（基準適合判断Ⅲ）の場合、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部、非住宅部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部、非住宅部分における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸の設計値がそれぞれ基準値以下となることが必要となる。

非住宅建築物の認定（基準適合判断Ⅳ）の場合、一次エネルギー消費量について各用途における設計値の合計が基準値の合計以下となることが必要となる。

なお認定表示は建築物全体で行うこととなるため、共同住宅における特定の住戸や、テナント部分のみでの認定表示を申請することはできない。

図 2-4-2 認定表示における申請の単位に応じた適用基準



ここで、表 2-2-1 から分かるように、認定申請に際しては建築物省エネ法施行の際現に存する建築物と施行後に着工された建築物で、一次エネルギー消費量に関する適用基準の水準が以下のとおり異なることとなる。

＜住宅・非住宅における省エネ基準値：省エネ基準に対する適合基準の水準＞

- ・建築物省エネ法施行後に新築された建築物：1.0
- ・建築物省エネ法施行の際現に存する建築物：1.1

また、住宅において適用される外皮基準は、建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については適用されないこととなる。ただし、一次エネに係る仕様基準を用いる場合は、外皮の基準に適合していることが前提の仕様となっているため、外皮の仕様基準に適合していることを示すことが必要となる。

【基準適合判断Ⅰ】

○一戸建ての住宅

- 適合判断
- ・住戸における一次エネルギー消費量について、

$$\text{住戸設計値} \leq \text{住戸基準値}$$
 - ・住戸における外皮性能（※）について、

$$U_A \text{値設計値} \leq U_A \text{値基準値} \text{ かつ}$$

$$\eta_{AC} \text{値設計値} \leq \eta_{AC} \text{値基準値}$$
 又は
 住戸の外皮及び一次エネルギーが仕様基準に適合

※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物除く。ただし仕様基準を用いる場合は、外皮、一次エネともに仕様基準適合が必要となる。

【基準適合判断Ⅱ】

○共同住宅 住棟のみ

- 適合判断
- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、

$$\begin{array}{ccc} \Sigma(\text{各住戸設計値})\text{の合計} & & \Sigma(\text{各住戸基準値})\text{の合計} \\ & + & \\ & \leq & \\ & + & \\ \Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計} & & \Sigma(\text{共用部基準値})\text{の合計} \end{array}$$
 又は
 各住戸の設備毎の仕様基準への適合 かつ

$$\Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{共用部基準値})\text{の合計}$$

- ・各住戸における外皮性能（※）について、

$$U_A \text{値設計値} \leq U_A \text{値基準値} \text{ かつ}$$

$$\eta_{AC} \text{値設計値} \leq \eta_{AC} \text{値基準値}$$
 又は
 各住戸の外皮の仕様基準への適合

注 住戸の外皮に仕様基準を用いた場合、当該住戸の設備は設備毎の仕様基準によることとなる。

※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物除く。

【基準適合判断Ⅲ】

○住宅・非住宅複合建築物

適合判断 ・ 認定対象建築物において (イ) 又は (ロ) かつ (ハ) に適合すること。

(イ)

・ 非住宅部分の一次エネルギー消費量について

$$\begin{array}{l} \Sigma (\text{非住宅設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma (\text{非住宅基準値}) \text{の合計} \quad \text{又は} \\ \text{BEIm} \leq \text{非住宅基準値} \end{array}$$

・ 住宅部分の一次エネルギー消費量について

$$\begin{array}{l} \Sigma (\text{各住戸設計値}) \text{の合計} \quad \Sigma (\text{各住戸基準値}) \text{の合計} \\ + \quad \leq \quad + \\ \Sigma (\text{共用部設計値}) \text{の合計} \quad \Sigma (\text{共用部基準値}) \text{の合計} \end{array}$$

(ロ)

$$\begin{array}{l} \Sigma (\text{非住宅設計値}) \text{の合計} \quad \Sigma (\text{非住宅基準値}) \text{の合計} \\ + \quad + \\ \Sigma (\text{各住戸設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma (\text{各住戸基準値}) \text{の合計} \\ + \quad + \\ \Sigma (\text{共用部設計値}) \text{の合計} \quad \Sigma (\text{共用部基準値}) \text{の合計} \end{array}$$

注 住戸の設備は設備毎の仕様基準への適合によることも可能

(ハ)

・ 各住戸における外皮性能 (※) について

$$\begin{array}{l} U_A \text{値設計値} \leq U_A \text{値基準値} \quad \text{かつ} \\ \eta_{AC} \text{値設計値} \leq \eta_{AC} \text{値基準値} \end{array}$$

又は

各住戸の外皮の仕様基準への適合

注 住戸の外皮に仕様基準を用いた場合、当該住戸の設備は設備毎の仕様基準によることとなる。

※ 建築物省エネ法施行の際現に存する建築物除く。ただし仕様基準を用いる場合は、外皮、一次エネともに仕様基準適合が必要となる。

【基準適合判断Ⅳ】

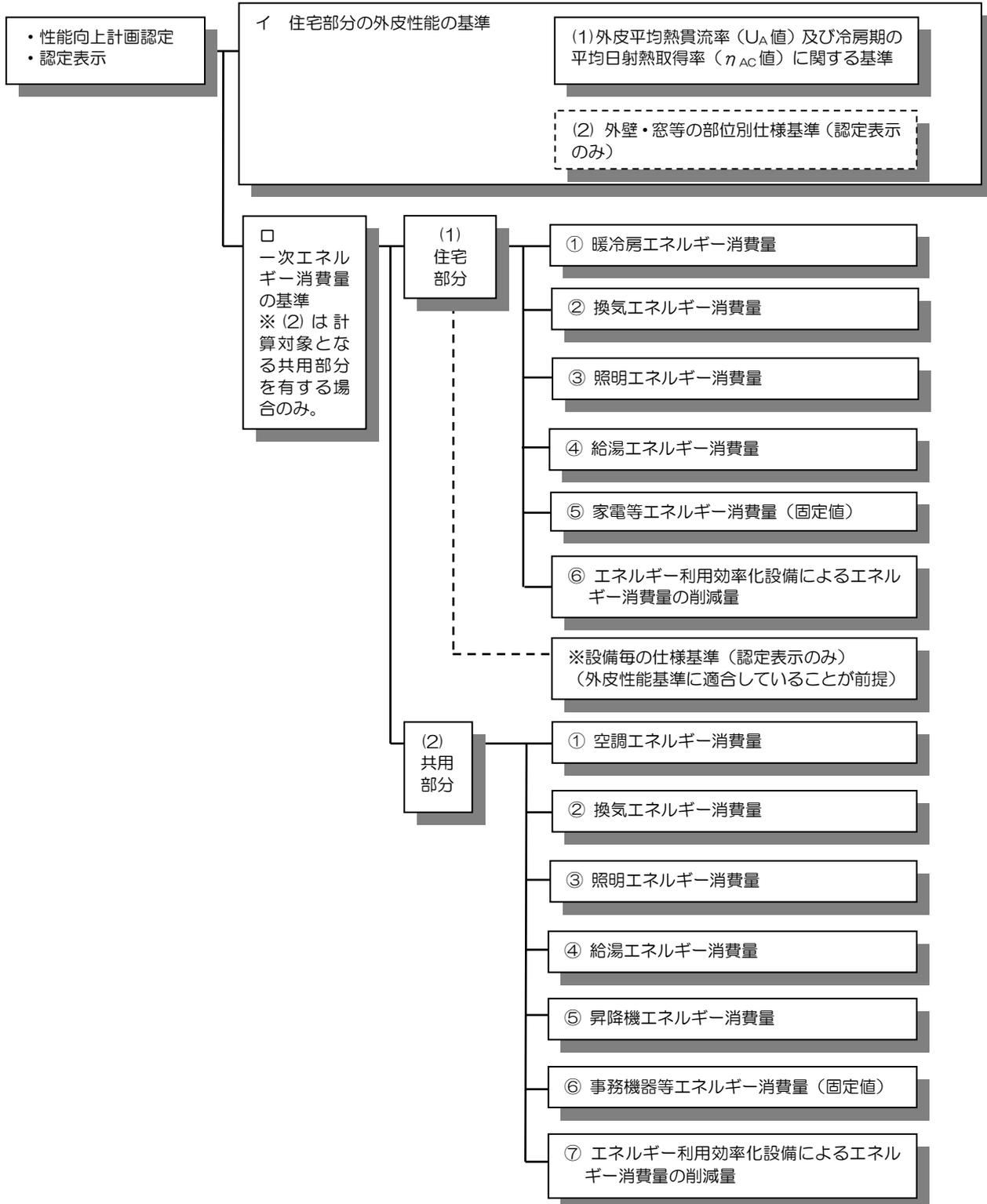
○非住宅のみ

適合判断 ・ 認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
$$\begin{array}{l} \Sigma (\text{各用途の設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma (\text{各用途の基準値}) \text{の合計} \quad \text{又は} \\ \text{BEIm} \leq \text{非住宅基準値} \end{array}$$

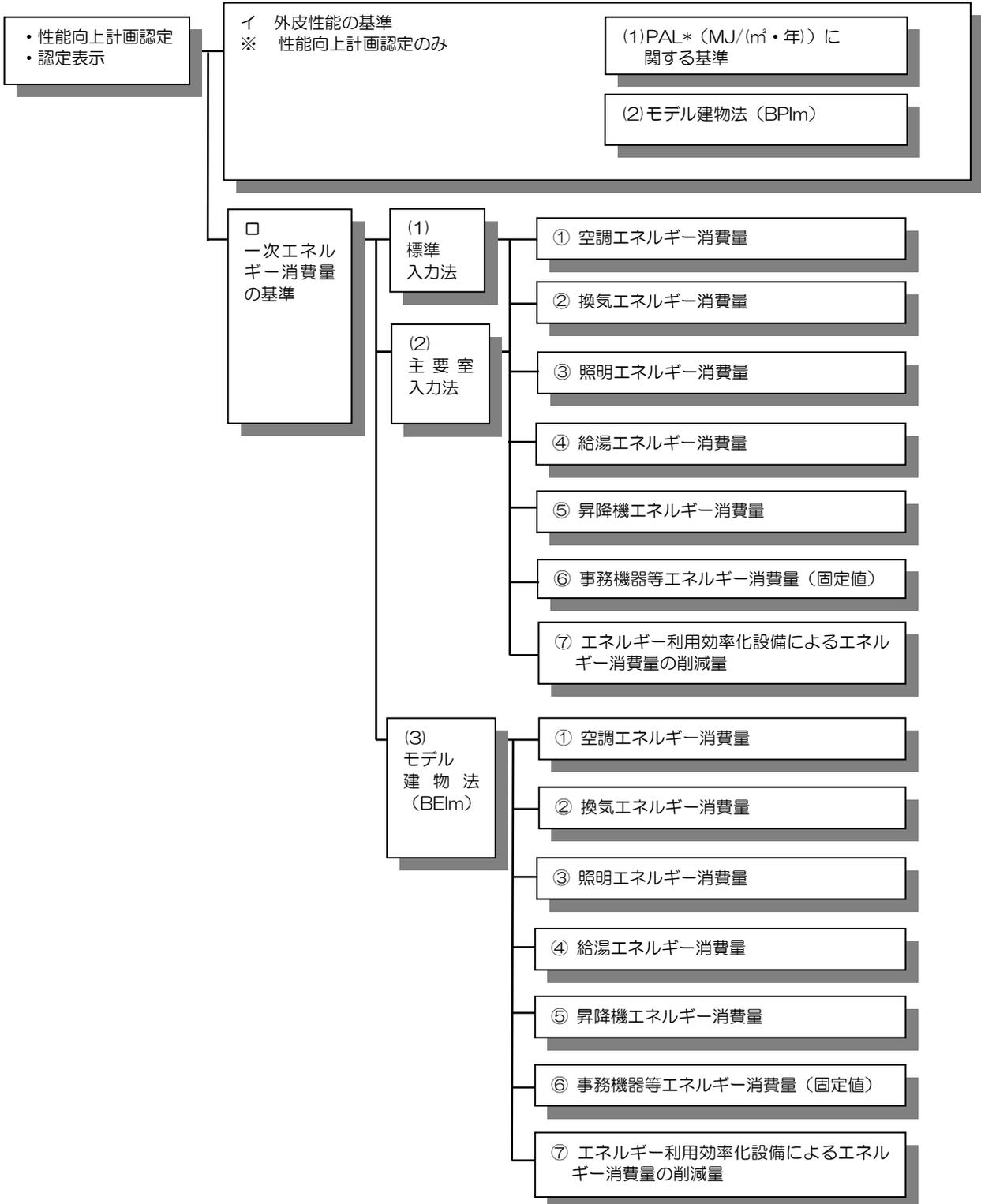
5. 基準の構成

性能向上計画認定及び認定表示で用いる技術的基準では、最終的に適合を確認する一次エネルギー消費量に係る水準は異なるものの、計算方法などの考え方は原則同一となっている。以下では、住宅及び非住宅におけるそれぞれの技術的基準の構成を示す。

《住宅用途に係る基準の構成》



《非住宅用途に係る基準の構成》



6. 住宅用途に係る基準の概要

(1) 外皮基準について

外皮に係る基準への適合申請は、告示として定める予定となっている以下のいずれかの方法によることとなる。ただし、下記②に定める基準は性能向上計画認定に用いることはできないため注意する必要がある。

- ① 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率に係る基準（以下「外皮性能基準」という。）への適合
- ② 外皮等に係る各部位の基準（以下「外皮仕様基準」という。）への適合

上記①は、一定の断熱性能に係る計算を必要とする性能型の基準となっており、②は部位ごとの基準値に適合する仕様の選択によりすることができる仕様型の基準となっている。以下では、それぞれの基準についてその概要を記載する。

なお、住宅用途において外皮基準が適用されるのは住戸部分のみとなっており、共同住宅における共用部に外皮基準の適用はされない。

1) 外皮性能基準について

外皮に係る性能基準は、外皮平均熱貫流率（ U_A 値）に係る基準及び冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）に係る基準により構成されており、地域の区分に応じ定められるそれぞれの基準値を、設計値が下回っていることが必要となる。

それぞれの値を求める計算方法は告示において定める予定となっているが、現行省エネ判断基準に定める計算方法とほぼ同一となっている。具体的には窓、外壁、屋根などの熱的境界に該当する各部位あるいは構造熱橋部などの熱損失を求め、その合計した値を全体の外皮面積で除することにより、外皮平均熱貫流率の値は算出することができる。

また、冷房期の平均日射熱取得率の計算では、計算で方位を考慮する必要があるが、基本的な計算手順等は外皮平均熱貫流率計算と同様となっている。

なお、これらの計算は、図面をもとに四則演算により手計算で行うことも可能となっているが、Web 上では様々な外皮計算用エクセルシート（以下「外皮計算シート」という。）などが無料で用意されているため、それらを活用するとより簡易に計算を行うことができる。以下に外皮計算シートのダウンロードが行える URL の一例を記載する。

- 国立研究開発法人建築研究所ホームページ
http://www.kenken.go.jp/becc/index.html#Program&Manual_House
- 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ
<http://www.hyoukakyukai.or.jp/teitanso/index.php>
- 一般社団法人日本サステナブル建築協会
<http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/index.html#category6>

以下図 2-6-1 において、外皮平均熱貫流率の基本的な計算の流れを示す。

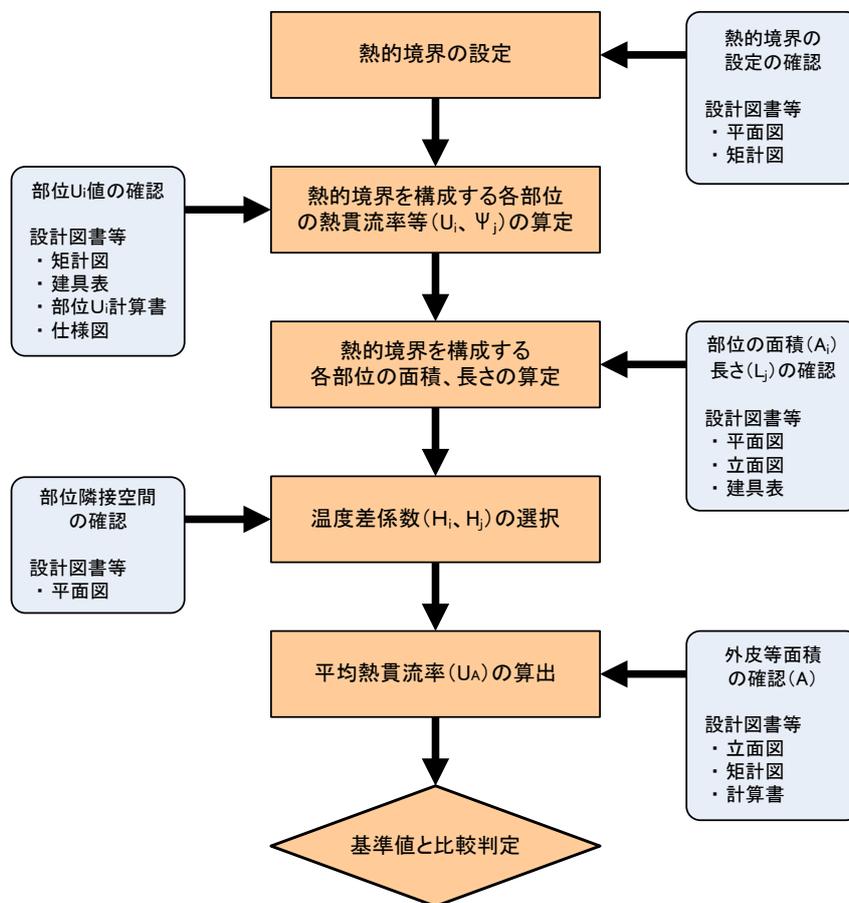


図 2-6-1 外皮平均熱貫流率 (U_A 値) の計算の流れ

2) 外皮仕様基準について

外皮に係る仕様基準は、現行省エネ法に基づく設計施工指針附則第 5 に定める基準とほぼ同一となっており、地域区分や開口部比率（外皮面積に対する窓等の開口部の割合をいう。以下同じ。）に応じて定める、屋根、外壁、開口部等の各部位の熱貫流率等の基準値に適合していることを確認することにより、基準適合を確認する方法となっている。

ここで各部位の熱貫流率は、部位の構成等に応じて計算で求めることもできるが、告示別表に定める仕様に応じた熱貫流率の値を用いることもできるほか、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上に設けられた部位別仕様表 DB (図 2-6-2 参照。) に登録された値なども用いることが可能となっている。

評価協会について | サイトマップ | リンク集 | お問い合わせ | 所管行政庁専用ページ
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 | サイト内検索はこちら | POWERED BY Y&A
 当協会は品確法に基づく評価機関等で構成され、住宅性能表示制度の適切で円滑な運用を目指し活動しています。

▶ HOME | ▶ 評価機関等の検索 | ▶ 住宅性能表示制度関連 Q&A | ▶ 統計情報

一般のお客様
 一般の方に向け、さまざまな制度等を紹介します。
 ▶ 詳細を見る
 住宅性能表示制度等の利用実績のある工務店等の検索

住宅性能表示制度
 第三者機関である登録住宅性能評価機関が、最大で10分野にわたって住宅の性能を評価します。等級・数値などで性能が表されるため、目に見える形で根拠のある安心を示すことができる制度です。

住宅性能表示制度 ▶ 詳細を見る
長期優良住宅認定制度 ▶ 詳細を見る
 所管行政庁の検索
 ▶ 長期優良住宅情報公開システム

低炭素建築物認定制度 ▶ 詳細を見る
 所管行政庁の検索

BELS ▶ 詳細を見る
 ベルサ

部位別仕様表 DB 付き外皮計算システム ▶ 詳細を見る ▶ 事業者登録はこちら ▶ エクセル外皮計算シート

温熱・省エネ設備機器等ポータル ▶ 詳細を見る ▶ 事業者登録はこちら

図 2-6-2 部位別仕様表 DB

なお、建築物省エネ法に基づく外皮仕様基準では、開口部比率の区分（上限の無い区分）が新たに設けられたことにより、鉄筋コンクリート造等の住宅で住戸の過半の床が外気等に接する場合を除き、全ての住宅に適用することができることとなった。

(2) 一次エネルギー消費量基準について

一次エネルギー消費量に係る基準への適合申請は、告示として定める予定となっている以下のいずれかの方法によることとなる。ただし、下記②に定める方法は性能向上認定に用いることはできないため注意する必要がある。

① 一次エネルギー消費量基準（以下「一次エネ性能基準」という。）への適合

② 各設備機器に係る性能の基準（以下「一次エネ仕様基準」という。）への適合

上記①は、申請する住宅の床面積などの基本情報や、使用する設備機器等の性能に応じて求める一次エネルギー消費量が基準値に適合していることを確認する性能型の基準となっており、②は設置する各設備機器の性能が基準値に適合することを確認する仕様型の基準となっている。以下では、それぞれの基準についてその概要を記載する。

なお、共同住宅における共用部についても一次エネルギー消費量に係る基準が適用されることとなるが、共用部の一次エネルギー消費量は非住宅の標準入力法に準じた計算により求めることとなるため注意する必要がある。

1) 一次エネ性能基準について

一次エネルギー消費量に係る性能基準の適合性判定は、設計内容に応じ計算される各設備機器の一次エネルギー消費量の合計値（以下「設計一次エネルギー消費量」という。）が、標準的な設備を導入したと仮定して計算される一次エネルギー消費量の合計値（以下「基準一次エネルギー消費量」という。）以下であることが必要となる。

上記に係る計算は、建設地の気象条件や生活スケジュール等を踏まえた計算となっており、実質手計算で行うことは困難となっている。よって計算及び適合判定は、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）ホームページ（※）上に設けられた、住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（以下「住宅判定プログラム」という。）により行うこととなる。

※建築研究所ホームページ

住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報

URL： <http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

2) 一次エネ仕様基準について

一次エネルギー消費量に係る仕様基準の適合性判定は、設置する暖冷房設備、換気設備、給湯設備及び照明設備について、設備機器ごとに仕様基準で定める性能値以上の機器を用いることが必要となる。

なお、外皮基準で外皮仕様基準を用いた場合は、一次エネルギー消費量に関しても自動的に本仕様基準を用いることとなるため注意する必要がある。

以下では、一般的に広く使用されている 1) の方法について、住宅判定プログラムへの入力の概要を記載する。なお、ここで引用している住宅判定プログラムのイメージは現時点のものであり、今後変更が予定されている箇所については、 としている。



図 2-6-3 住宅判定プログラムトップページ画面

図 2-6-3 は、住宅判定プログラムの入力トップ画面となっているが、計算（入力）から出力までの流れは、次のSTEP 1～STEP 7までの手順を行うこととなる。

- STEP 1 基本情報の入力
- STEP 2 暖冷房設備の入力
- STEP 3 換気設備の入力
- STEP 4 給湯設備の入力
- STEP 5 照明設備の入力
- STEP 6 発電設備の入力
- STEP 7 計算結果の確認

以下では、各ステップごとの入力の概要を記載する。

STEP1 基本情報の入力

図 2-6-4 住宅判定プログラムトップページ画面

基本情報として、「住宅／住戸（タイプ）の名称」、「床面積（主たる居室、その他の居室、非居室）」、「省エネルギー基準地域区分」の入力を行う。また、太陽光発電設備および太陽熱利用給湯設備がある場合は、あわせて「年間日射地域区分」を選択することが必要となる。

ここで、面積に係る室分類および定義は表 2-6-1 によることとなる。

表 2-6-1 室の分類

分類	定義
主たる居室	主たる居室とは基本生活行為において、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング、台所を指す。床面積はそれらの合計とする。
その他の居室	主たる居室以外の居室であり、寝室、子ども室、和室等が該当する。床面積はそれらの合計とする。
非居室	住宅の中で、居室以外の空間であり、浴室、トイレ、洗面所、廊下、玄関、クローゼット、納屋等が該当する。床面積はそれらの合計とする。

表 2-6-1 において、間仕切り壁や扉等がなく水平方向や垂直方向に空間的に連続する場合は一つの室とみなし、一体的な空間として床面積の算定を行う。また、複数の室が空間的に連続する場合、当該居室の分類の考え方は、主たる居室＞その他の居室＞非居室の優先順位で分類し、入力を行うこととなる。

基本情報

✕

住宅/住戸(タイプ)の名称	<input type="text" value="○○○○邸"/>			
床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計
	<input type="text" value="29.81"/> m ²	<input type="text" value="51.34"/> m ²	((自動計算))	<input type="text" value="120.08"/> m ²
省エネルギー基準地域区分	<input type="radio"/> 1地域(Ia地域)	<input type="radio"/> 2地域(Ib地域)	<input type="radio"/> 3地域(II地域)	<input type="radio"/> 4地域(III地域)
	<input type="radio"/> 5地域(IVa地域)	<input checked="" type="radio"/> 6地域(IVb地域)	<input type="radio"/> 7地域(V地域)	<input type="radio"/> 8地域(VI地域)
年間日射地域区分	<input type="radio"/> 指定しない <input checked="" type="radio"/> 指定する			
	<input type="radio"/> A1区分(年間の日照量が特に少ない地域)	<input type="radio"/> A2区分(年間の日照量が少ない地域)		
	<input type="radio"/> A3区分(年間の日照量が中程度の地域)	<input type="radio"/> A4区分(年間の日照量が多い地域)		
	<input type="radio"/> A5区分(年間の日照量が特に多い地域)			

太陽光発電および太陽熱利用給湯設備を利用する場合

OK

キャンセル

STEP2 暖冷房設備の入力

STEP2-1 外皮タブ

暖冷房設備の外皮入力では、外皮平均熱貫流率 (U_A 値)、冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC})、暖房期の平均日射熱取得率 (η_{AH})、総外皮面積、通風の利用、蓄熱の利用、床下空間を經由して外気を導入する換気方式の採用について入力を行う。ここで外皮平均熱貫流率 (U_A 値)、冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC}) および暖房期の平均日射熱取得率 (η_{AH})、ならびに総外皮面積は、前述の外皮計算の過程で求められた値の入力を行う。なお、以下の画面イメージは現時点版 (ver1.15.1) のため、単位温度差あたりの外皮熱損失量 (q 値)、単位日射強度あたりの冷房期および暖房期日射熱取得量 (m_c 値、 m_H 値) が表示されている。

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.15.1

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

クリア 保存 読込 出力 計算結果がここに表示されます 計算

暖冷房

外皮 暖房設備 冷房設備

- 単位温度差あたりの外皮熱損失量(q 値)の入力
単位温度差あたりの外皮熱損失量(q 値) [W/K] (小数点以下1桁)
- 日射熱取得量(m_c 値、 m_H 値)の入力
単位日射強度あたりの冷房期日射熱取得量(m_c 値) [W/(W/m²)] (小数点以下2桁)
単位日射強度あたりの暖房期日射熱取得量(m_H 値) [W/(W/m²)] (小数点以下2桁)
- 通風の利用
主たる居室 通風を利用しない
 通風を利用する(換気回数5回/h相当以上)
 通風を利用する(換気回数20回/h相当以上)
その他の居室 通風を利用しない
 通風を利用する(換気回数5回/h相当以上)
 通風を利用する(換気回数20回/h相当以上)
- 蓄熱の利用 利用しない
 利用する
- 床下空間を經由して外気を導入する換気方式の採用 利用しない
 通年利用する
 冷房期間のみ利用する
 暖房期間のみ利用する

なお、通風や蓄熱等を「利用する」として入力を行う場合は、別途計算等により一定の条件を満たしていることを示す必要があるため、注意が必要である。

STEP2-2 暖房設備タブ

暖房設備は、表 2-6-2 により暖房方式を先ず選択することが必要となる。

表 2-6-2 暖房方式一覧

選択肢	適用される暖房方式
①ダクト式セントラル空調を用いて、住宅全体を暖房する	住宅全体を暖房する方式
②「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器を設置する	居室を暖房する方式
③暖房設備機器または放熱器を設置しない。	地域毎に定められた方式

「主たる居室」および「その他の居室」のいずれにも暖房設備機器を設置するかどうか不明な場合は、「③暖房設備機器または放熱器を設置しない」を選択することとなる。

「①ダクト式セントラル空調を用いて、住宅全体を暖房する」と「②「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器を設置する」を併用する場合は、①を優先して選択を行う。

「主たる居室」に複数の異なる種類の暖房設備機器または放熱器を設置する場合や、「その他の居室」に複数の異なる種類の暖房設備機器または放熱器を設置する場合、表 2-6-3 の暖房設備機器または放熱器の評価の優先順位に基づき、入力する一種類の暖房設備機器等を決定することとなる。

表 2-6-3 暖房設備機器の優先順位

評価の優先順位	暖房設備機器または放熱器
1	電気蓄熱暖房器
2	電気ヒーター式床暖房
3	ファンコンベクター
4	ルームエアコンディショナー付温水床暖房
5	温水床暖房
6	FF 暖房機
7	パネルラジエーター
8	ルームエアコンディショナー

以下では、一般的な暖房方式である「②「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器を設置する」の場合で、「ルームエアコンディショナー」を設置する場合の入力例を示す。

○ ルームエアコンディショナー

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.14.2

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

クリア 保存 読込 出力 計算結果がここに表示されます 計算

暖冷房

外皮 暖房設備 冷房設備

●暖房方式の選択 ?

ダクト式セントラル空調機を用いて、住宅全体を暖房する ?

「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器または放熱器を設置する

暖房設備機器または放熱器を設置しない

●主たる居室

暖房設備機器または放熱器の種類 ?

ルームエアコンディショナー

FF暖房機

パネルラジエーター

温水床暖房

ファンコンベクター

電気ヒーター床暖房

電気蓄熱暖房器

ルームエアコンディショナー付温水床暖房機

その他の暖房設備機器

暖房設備機器または放熱器を設置しない

省エネルギー対策の有無および種類 ?

特に省エネルギー対策をしていない

エネルギー消費効率の区分を入力することにより省エネルギー効果を評価する

エネルギー消費効率の区分 ?

区分(い)

区分(ろ)

区分(は)

容量可変型コンプレッサー ?

搭載しない

搭載する

暖房設備機器にルームエアコンディショナーを選択した場合、省エネルギー対策の有無および種類の選択を行う。

省エネルギー対策の有無および種類において、「エネルギー消費効率の区分を入力することにより省エネルギー効果を評価する」を選択した場合、「エネルギー消費効率の区分」および「容量可変型コンプレッサーの搭載有無」の選択を行うこととなる。

「エネルギー消費効率の区分」とは、冷房定格能力の大きさごとに定格冷房エネルギー消費効率の程度に応じて3段階に区分したものであり、①式により算出した値をもとに、表 2-6-4 から区分(い)から区分(は)のいずれかを判断し、選択を行うこととなる。

$$\text{定格冷房エネルギー消費効率} = \text{定格冷房能力 (W)} \div \text{定格冷房消費電力 (W)} \dots \text{①}$$

表 2-6-4 エネルギー消費効率の区分

定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率の区分を満たす条件		
	区分 (い)	区分 (ろ)	区分 (は)
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 ((い) 未満)	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 (同上)	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 (同上)	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 (同上)	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 (同上)	4.07 未満
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 (同上)	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上 (同上)	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 (同上)	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 (同上)	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 (同上)	2.71 未満
6.3kW を超える	2.42 以上	2.31 以上 (同上)	2.31 未満

「容量可変型コンプレッサーの搭載有無」の判断方法として、コンプレッサー自体が容量可変であることで、小能力連続運転が可能かつその領域でエネルギー消費効率が高いと認められる機構を有する場合に「搭載する」を選択することができる。不明な場合は、メーカー等に確認を行うことが必要となる。

STEP2-3 冷房設備タブ

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.14.2

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

クリア 保存 読込 出力 計算結果がここに表示されます 計算

暖冷房

外皮 暖房設備 冷房設備

●冷房方式の選択 ?

- ダクト式セントラル空調機を用いて、住宅全体を冷房する ?
- 「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに冷房設備機器を設置する
- 冷房設備機器を設置しない

●主たる居室

冷房設備機器の種類 ?

- ルームエアコンディショナー
- その他の冷房設備機器
- 冷房設備機器を設置しない

省エネルギー対策の有無および種類 ?

- 特に省エネルギー対策をしていない
- エネルギー消費効率の区分を入力することにより省エネルギー効果を評価する

エネルギー消費効率の区分 ?

- 区分(い)
- 区分(ろ)
- 区分(は)

容量可変型コンプレッサー ?

- 搭載しない
- 搭載する

冷房設備において、ルームエアコンディショナーを選択した場合、入力や選択方法は暖房設備の場合と同様となる。

STEP3 換気設備の入力

換気設備の入力は、換気設備の方式、省エネルギー対策の有無および種類、換気回数、有効換気量率について選択・入力を行う。

STEP3-1 換気タブ

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.14.2

HOME 暖冷房 **換気** 給湯 照明 発電

クリア 保存 読込 出力 計算結果がここに表示されます 計算

換気

換気 熱交換

●換気設備の方式について?

ダクト式第一種換気設備

ダクト式第二種またはダクト式第三種換気設備

壁付け式第一種換気設備

壁付け式第二種換気設備または壁付け式第三種換気設備

●ダクト式換気設備を設置する場合

省エネルギー対策の有無および種類?

特に省エネルギー対策をしていない

採用した省エネルギー手法を選択する?

比消費電力を入力することにより省エネルギー効果を評価する?

採用する省エネルギー手法

径の太いダクトを使用する

径の太いダクトを使用し、かつDCモーターを採用する

●換気回数?

0.5 回/h

0.7 回/h

0.0 回/h

●有効換気量率?

第一種換気設備の場合における有効換気量率

[-] (小数点以下2桁)

換気設備の方式は、以下のいずれの種類に該当するかを選択を行う。

- ダクト式第 1 種換気設備
- ダクト式第 2 種換気設備またはダクト式第 3 種換気設備
- 壁付け式第 1 種換気設備
- 壁付け式第 2 種換気設備または壁付け式第 3 種換気設備

種類の異なる複数の全般機械換気設備を設置した場合は、表 2-6-5 の優先順位に基づき選択を行う。

表 2-6-5 換気設備の優先順位

優先順位	全般機械換気設備の種類
1	ダクト式第1種換気設備
2	ダクト式第2種換気設備またはダクト式第3種換気設備
3	壁付け式第1種換気設備
4	壁付け式第2種換気設備または壁付け式第3種換気設備

以下では、**ダクト式第1種換気設備**を選択した場合の例について示す。

ダクト式第1種換気設備を選択した後、省エネルギー対策の有無および種類について、以下の3つのいずれかを選択する。「省エネルギー対策の有無および種類」は下表を参考に選択します。

- ① 特に省エネルギー対策をしていない
特に省エネルギー対策を実施していない場合や、省エネルギー対策を考慮しない場合に選択する。
- ② 採用した省エネルギー対策を選択する
換気設備の省エネルギー対策として、以下のいずれかを選択する。
 - ・ 径の太いダクトを使用する
 - ・ 径の太いダクトを使用し、かつDCモーターを採用する
 ここで、「径の太いダクト」とは、内径75mm以上のダクトのみを使用している場合に限ることとする。
- ③ 比消費電力を入力することにより省エネルギー効果を評価する
比消費電力（設計風量当たりの換気設備の消費電力）を計算し、入力を行うことが必要となる。

最後の換気回数の選択に関しては、基本的に0.5回を選択することとなるが、建築基準法上の取り扱いに応じては別の値を選択することもできる。

STEP3-2 熱交換タブ

一般的住宅ではあまり用いられていないが、熱交換型換気を採用している場合、入力を行うこととなる。詳細の解説は省略するが、本事項を入力する条件として、換気設備の方式がダクト式第1種換気設備または壁付け式第1種換気設備を選択している必要がある。

STEP4 給湯設備の入力

STEP4-1 給湯タブ

給湯設備の入力は、給湯対象室、給湯熱源機の種類や種類、効率の入力、ふろ機能の種類、配管方式、節水水栓（台所、浴室シャワー、洗面）、高断熱浴槽の有無を選択、入力する。ここで給湯対象室とは、浴室、その他浴槽又は身体の洗浄を目的として設備を有する室（以下「浴室等」という。）台所及び洗面所のことをいう。

なお、以下の画面イメージは現時点版のため、給湯対象室については今後追加される予定である。

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.14.2

HOME 暖冷房 換気 **給湯** 照明 発電

クリア 保存 読込 出力 計算結果がここに表示されます 計算

給湯

給湯 太陽熱給湯

給湯熱源機について

熱源機の種類 ?

- 給湯専用型
- 給湯・温水暖房一体型
- コージェネレーションを使用する
- その他の給湯設備機器
- 給湯設備機器を設置しない

熱源機(給湯専用型)の種類 ?

- ガス給湯機 ?
- 石油給湯機 ?
- 電気ヒーター温水器 ?
- 電気ヒートポンプ給湯機(CO2冷媒)(太陽熱利用給湯設備を使用しないもの) ?
- 電気ヒートポンプ・ガス(フロン系冷媒) ?
- 電気ヒートポンプ・ガス(プロパン冷媒) ?

効率の入力

- 入力しない
- JIS効率を入力することにより省エネルギー効果を評価する ?

ふろ機能の種類 ?

- 給湯単機能
- ふろ給湯機 (追焚なし)
- ふろ給湯機 (追焚あり)

給湯機の種類について、「給湯専用型」、「給湯・温水暖房一体型」、「コージェネレーション」、「その他の給湯設備機器」、「給湯設備機器を設置しない」の中から選択する。

ここで、「給湯専用型」とは温水暖房の熱源機と同一となっていない温水熱源機で、表 2-6-6 の給湯熱源機の種類から選択を行う。

表 2-6-6 給湯熱源機の種類

ガス給湯機
石油給湯機
電気ヒーター温水機
電気ヒートポンプ給湯機 (CO2 冷媒)
電気ヒートポンプ・ガス (フロン系冷媒)
電気ヒートポンプ・ガス (プロパン冷媒)

表 2-6-6 において、「給湯・温水暖房一体型」を選択する場合には、「暖房」タブの温水熱源機の種類で「給湯・温水暖房一体型」が選択されていることが必要となる。

さらに「給湯・温水暖房一体型」の選択を行うと、次に熱源機の種類を表 2-6-7 から選択することが必要となる。

表 2-6-7 給湯熱源機の種類

ガス従来型給湯温水暖房機
ガス潜熱回収型給湯温水暖房機
石油従来型給湯温水暖房機
石油潜熱回収型給湯温水暖房機
電気ヒーター給湯温水暖房機
電気ヒートポンプ・ガス併用型給湯温水暖房機

なお、2世帯住宅などで同一種類の給湯設備が2つ以上ある場合は、性能の最も低い給湯設備の選択、入力を行うこととする。

「給湯専用型」で複数の熱源種類が設置される場合には、地域区分に応じた以下の優先順位によって1つの給湯専用熱源機の選択、入力を行う。

表 2-6-8 給湯専用型熱源の優先順位

優先順位	1～4地域	5～8地域
1	電気ヒーター温水器	電気ヒーター温水器
2	ガス給湯機	ガス給湯機
3	石油給湯機	石油給湯機
4	電気ヒートポンプ給湯機(CO2 冷媒)	ガス給湯機 (効率 95%以上のもの)
5	ガス給湯機 (効率 95%以上のもの)	石油給湯機 (効率 95%以上のもの)
6	石油給湯機 (効率 95%以上のもの)	電気ヒートポンプ給湯機 (CO2 冷媒)

「給湯・温水暖房一体型」で複数の熱源種類が設置される場合には、以下の優先順位によって1つの給湯熱源機を選択します。

表 2-6-9 給湯・温水暖房一体型熱源の優先順位

優先順位	温水暖房熱源機の種類
1	電気ヒーター給湯温水暖房機
2	石油従来型給湯温水暖房機
3	ガス従来型給湯温水暖房機
4	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：ガス、暖房熱源：ヒートポンプ・ガス併用)
5	石油潜熱回収型給湯温水暖房機
6	ガス潜熱回収型給湯温水暖房機
7	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：ヒートポンプ・ガス併用、暖房熱源：ガス)
8	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：ヒートポンプ・ガス併用、暖房熱源：ヒートポンプ・ガス併用)

「JIS 効率を入力することにより省エネルギー効果を評価する」を選択した場合、JIS 効率を算定し数値を入力することになる。

「ふろ機能の種類」は、表 2-6-10 により選択を行う。

表 2-6-10 ふろ機能の種類

種類 (選択肢)	ふろ機能の条件	
	湯張り時	沸かしなおし時
給湯単機能	水栓から湯張り	水栓から差し湯
ふろ給湯機 (追焚なし)	自動湯張り	水栓から差し湯
ふろ給湯機 (追焚あり)	自動湯張り	追焚 (自動保温等)

配管について

配管方式

先分岐方式

ヘッダー方式

ヘッダー分岐後の配管径

ヘッダー分岐後のすべての配管径が13A以下

ヘッダー分岐後のいずれかの配管径が13Aより大きい

水栓について

台所水栓

2バルブ水栓

2バルブ水栓以外のその他の水栓

手元止水機能 採用する

水優先吐水機能 採用する

浴室シャワー水栓

2バルブ水栓

2バルブ水栓以外のその他の水栓

手元止水機能 採用する

小流量吐水機能 採用する

洗面水栓

2バルブ水栓

2バルブ水栓以外のその他の水栓

水優先吐水機能 採用する

浴槽について

浴槽の保温措置

高断熱浴槽を使用しない

高断熱浴槽を使用する

「配管方式」は、先分岐方式またはヘッダー方式のいずれかを選択する。また、ヘッダー方式を選択した場合は、配管径が全て 13A 以下であるか否かの選択が必要となる。

「水栓について」は、台所、洗面、浴室で用いる水栓が2バルブ水栓かを判断する。2バルブ水栓以外の場合は、それぞれについて手元止水機構、小流量吐水機構または水優先吐水機構に該当する器具を用いているかを選択する。

「浴槽について」は、高断熱浴槽を使用しているか否かを選択することとなる。ここで高断熱浴槽とは、JIS A 5532 に規定する「高断熱浴槽」およびこれと同等以上の性能を有することが確認出来るものが該当することとなる。

STEP4-2 太陽熱給湯タブ

太陽熱を利用した給湯設備を設置する場合に入力を行うこととなる。入力を行う際は「太陽熱温水器を採用する」または「ソーラーシステムを採用する」のいずれかを選択することとなるが、太陽熱利用給湯設備の入力を行うためには、STEP1 の基本情報の入力、年間日射地域区分の

指定をしておくことが必要となる。

入力は、集熱総面積、集熱部の設置方位角、集熱部の設置傾斜角、貯湯タンクの容量（ソーラーシステム採用時のみ）などの情報が必要となってくる。

STEP5 照明設備の入力

照明設備の入力は、当該住宅の主たる居室、その他の居室及び非居室のそれぞれについて、設置する照明設備（設置の有無、白熱灯の利用有無、制御方式）の情報を選択することとなる。

The screenshot shows the '照明' (Lighting) input screen. At the top, there is a navigation bar with 'HOME', '暖冷房', '換気', '給湯', '照明', and '発電'. The '照明' tab is selected and highlighted with a red box. Below the navigation bar, there are buttons for 'クリア', '保存', '読込', and '出力', and a green '計算' (Calculate) button. The main content area is titled '照明' and contains three sections: '主たる居室' (Main Living Room), 'その他の居室' (Other Living Rooms), and '非居室' (Non-living areas). Each section has a '設置の有無?' (Installation?) question with radio buttons for '設置しない' (Not installed) and '設置する' (Install). The '設置する' option is selected in all sections. Under the '主たる居室' section, there are three more questions: '白熱灯の使用?' (Incandescent bulb use?) with 'すべての機器において白熱灯を使用していない' (Not using incandescent bulbs in all equipment) selected, '多灯分散照明方式の採用?' (Adoption of multi-lamp dispersion lighting system?) with '採用する' (Adopt) selected, and '調光が可能な制御?' (Dimmable control?) with '採用する' (Adopt) selected. Red boxes highlight the '設置する' radio buttons, the 'すべての機器において白熱灯を使用していない' radio button, and the '採用する' radio buttons.

「設置する」を選択した場合、白熱灯の使用の有無によって選択肢が異なることとなる。全ての照明機器で白熱灯を使用しないことが明らかな場合には「すべての機器において白熱灯を使用していない」を選択することとなるが、1つでも白熱灯を使用することが決まっている場合は「いずれかの機器において白熱灯を使用している」を選択することとなる。

なお、当該居室で使用する照明機器の仕様が1つでも判断出来ない場合（設置することが決定していない場合）であっても、設置が計画されている照明器具が全て白熱灯以外であれば、「すべての機器において白熱灯を使用していない」を選択することができる。

また、ここでいう「白熱灯」とは、一般電球、ハロゲンランプ、ミニクリプトンランプ等の照明機器をいう。

「多灯分散照明方式」とは、一室に複数の照明設備を分散させ、消費電力の合計を制限して設置することで、運用時の消費電力量削減と光環境の向上を図る照明方式をいう。なお、多灯分散照明方式の採用の有無の判断は、「すべての機器において白熱灯を使用していない」が選択された場合のみであり、白熱灯が使用されている場合には「採用する」を選択することはできない。

「調光が可能な制御」とは、照明設備が光束を段階的もしくは無段階で調節できる機能をいう。照明設備本体が有する調光機能による場合と、照明設備本体とは別の調光器による場合があるが、2～3本の蛍光灯がセットになった照明器具で、スイッチにより点灯本数を調整する「段調光」も該当することとなる。当該居室において1つでもこれに該当する照明器具が設置される場合は、「採用する」を選択することが可能となっている。

The screenshot shows a form titled "●非居室" (Non-residential). It contains three sections with radio button options:

- 設置の有無** (Installation status):
 - 設置しない (Not installed)
 - 設置する (Install) - This option is highlighted with a red box.
- 白熱灯の使用** (Incandescent lamp usage):
 - すべての機器において白熱灯を使用していない (Not using incandescent lamps in all equipment) - This option is highlighted with a red box.
 - いずれかの機器において白熱灯を使用している (Using incandescent lamps in some equipment)
- 人感センサー** (Occupancy sensor):
 - 採用しない (Not adopted)
 - 採用する (Adopt) - This option is highlighted with a red box.

「人感センサー」とは、人を感知して自動で照明設備を点滅させる機能をいい、非居室のいずれか1つでも人感センサーを採用している場合には「採用する」を選択することができる。

なお、ここでは「玄関ポーチ」に設置する照明器具については「非居室」として扱い、住宅敷地内の外構や門扉に設置する照明器具は対象とはならない。

STEP6 発電設備の入力

発電設備は「太陽光発電」タブ及び「コージェネレーション」タブに分かれているが、以下では一般的に用いられる「太陽光発電」の例を示す。

太陽光発電設備の入力は、当該住宅の年間日射地域区分を入力した上で、方位の異なるパネル面数ごとに太陽電池アレイの仕様を入力する。

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.15.1

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 **発電**

クリア 保存 読込 出力 計算結果がここに表示されます 計算

発電

太陽光発電 コージェネレーション

●太陽光発電の採用について?

太陽光発電を採用しない
 太陽光発電を採用する

方位の異なるパネル?

1面
 2面
 3面
 4面

① 太陽光発電を採用する場合
太陽光発電を採用する場合は年間日射地域区分の指定が必要です。

年間日射地域区分 A3区分(年間の日射量が中程度の地域)

方位の異なるパネルその1

太陽電池アレイのシステム容量? [kW] (小数点以下2桁)

太陽電池アレイの種類?

太陽電池アレイ設置方式?

パネル設置方位角?

パネル設置傾斜角?

パワーコンディショナの定格負荷効率の入力
 入力しない
 入力する

パワーコンディショナの定格負荷効率? [%] (小数点以下1桁)

「方位の異なるパネル」の選択において、同じ方位に複数のパネルを設置する場合でも、「太陽電池アレイ設置方式」や「パネルの設置傾斜角」等の仕様が異なる場合は、異なるパネルとして区別して入力を行う。

入力に際しては、「太陽電池アレイのシステム容量」の大きいものから順に入力し、4を超える太陽光パネルについては、評価対象外となる。

「太陽電池アレイのシステム容量」及び「太陽電池アレイの種類」を選択し、「太陽電池アレイ設置方式」を選択することとなるが、設置方式としては「架台設置型」、「屋根置型」、「その他」のいずれかを選択することとなる。設置方式のイメージは図 2-6-5 のとおりとなっている。

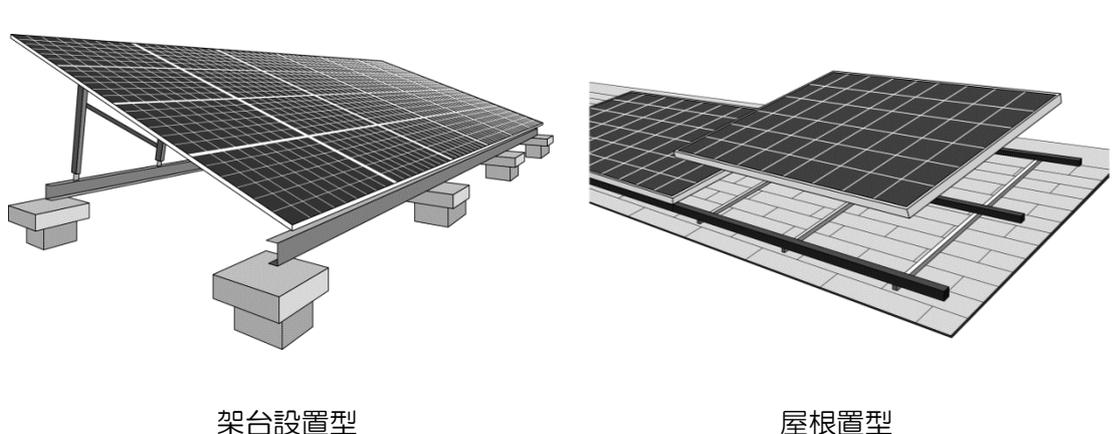


図 2-6-5 太陽光発電パネル設置方式のイメージ

「パネル設置方位角」は、太陽電池アレイの法線がどの方位に向いているかを選択する。なお、ここで「方位」とは真北に対する方位をいい、磁北ではないことに注意する。

「パネル設置傾斜角」は、太陽電池アレイが水平面からどの程度の傾斜角で設置されているかを選択する。なお、選択できる傾斜角は 10° 単位なので、 1° 単位で四捨五入して選択を行うこととする。

なお、太陽光発電については平成 27 年 10 月より、新たにパワーコンディショナに係る性能を入力できることとなった。ここでパワーコンディショナとは、太陽光発電システムにより発電された電気を家庭などの環境で使用できるように変換する機器をいい、性能値を入力する場合は当該機器の定格負荷効率（JIS C8961）の入力を行うこととなる。

STEP7 計算結果の確認

STEP1 から STEP6 までの各項目を入力し「計算」ボタンを押すことにより、設計一次エネルギー消費量が計算されることとなる。



計算した結果、設計値が基準値を下回っていることを確認したのち、「出力」ボタンを押すことで、計算結果がPDFとしてダウンロードされることとなる。

申請に際しては、当該PDFをプリントアウトしたものを申請図書に添付し、提出することとなる。

7. 非住宅用途に係る基準の概要

非住宅用途に係る基準である外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準については、建築研究所ホームページ上に設けられた計算プログラム（以下「非住宅判定プログラム」という。）を用いることにより、併せて適否判断を行うことができる。

非住宅判定プログラムは、入力する情報の詳細さにより以下の2つに分類される。入力する情報が詳細なほど精緻な計算が行われ、簡易な手法ほど安全側の数値で計算が行われることを志向している。

① 通常の計算法（標準入力法、主要室入力法）判定プログラム

② モデル建物法判定プログラム

①は、建築物に設ける室単位で床面積や設置設備機器の入力が必要となる計算法となっているが、全ての室の入力が必要な標準入力法に対し、主要室入力法は建物用途に応じた主要な室の入力を行う方法となっている。一方②は、室単位ではなく建築物全体としての主たる設備機器等の仕様を入力するイメージとなっている。

いずれの非住宅判定プログラムにおいても、一次エネルギー消費量に係る適合判定にあわせ、外皮性能に係る適合判定も行うことが可能となっている。①により行われる外皮性能の判定は、PAL*（Perimeter Annual Load Star）によることとなるが、この計算方法はペリメーターにおける内部発熱等を考慮した計算方法となっており、住宅の外皮性能のように手計算で行うことは困難な計算方法となっている。

一般的な申請で最も利用が多いと想定されるのはモデル建物法であると考えられるが、従来のモデル建物法は、非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以下で適用可能であり、空調は個別空調のみ、建物用途は8用途の中から選択することとなっていた。

しかし、平成28年4月より、上記面積要件を撤廃するとともに中央式空調の評価も可能とし、建物用途も新たに7用途追加し15用途の中から選択可能とするなど適用範囲を拡充する予定である（平成28年度の現行省エネ法に基づく省エネ届出においても適用可能とする予定）。

以下では、新しいモデル建物法における入力等の概要を記載する。なお、標準入力法及び主要室入力法に関しては従前と大きな変更はされていないため、入力等に際しては平成25年省エネ基準解説書等を参照して頂きたい。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定の申請については、モデル建物法は活用できなかったが、平成28年4月より拡充後のモデル建物法を活用可能とする予定である。

(1) モデル建物法適合判定プログラムの概要

モデル建物法に係る適合判定プログラムは、基本的にはラジオボタンによる選択と数値の入力により入力が行えることとなっている。ただし、同一種別の設備機器で性能が異なるものを複数使用する場合など、入力前に一定の計算が必要となることがあるため、当該計算を行うための計算シート（以下「入力支援ツール」という。）と当該計算シートを直接適合判定プログラムにアップロードできる機能などが用意されている。

なお、ここで引用しているモデル建物法のWEBプログラムのイメージは現時点のものであり、今後変更が予定されている箇所については、 としている。

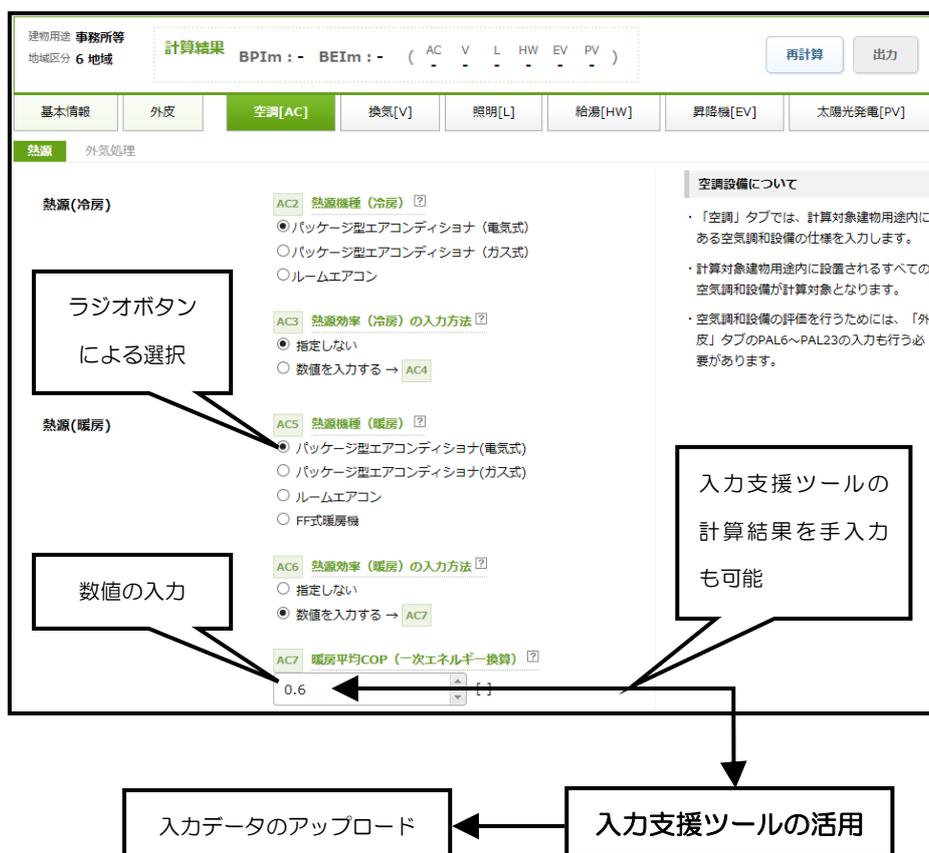


図 2-7-1 モデル建物法に係る適合判定プログラム入力のイメージ

図 2-7-1 は、モデル建物法に係る適合判定プログラムの入力トップ画面となっているが、計算（入力）から出力までの流れは、次のSTEP1～STEP9までの手順を行うこととなる。

- STEP 1 基本情報の入力
- STEP 2 外皮の入力
- STEP 3 空調 [AC] の入力
- STEP 4 換気 [V] の入力
- STEP 5 照明 [L] の入力
- STEP 6 給湯 [HW] の入力

- STEP7 昇降機 [EV] の入力
- STEP8 太陽光発電 [PV] の入力
- STEP9 計算結果の確認

以下では、各ステップにおける入力の概要を記載するが、Web ページ上での直接入力が入力支援ツールを用いることで一つ一つの事項を入力する必要はなくなる（さらに、入力支援ツールを用いた場合は、複数設備機器を用いた場合の計算なども自動的に行われる。）ため、以下では入力シートを活用した場合の概要を記載する。

STEP1 基本情報の入力

モデル建物法入力支援ツール(平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04) 根拠用途集計 クリア 保存 読込

建物用途 事務所等
地域区分 5地域

計算結果 BPIm : - BEIm : - (AC V L HW EV PV)

再計算 出力

基本情報 外皮 空調[AC] 換気[V] 照明[L] 給湯[HW] 昇降機[EV] 太陽光発電[PV]

基本情報

C1 建物名称

C2 省エネルギー基準地域区分 1地域 2地域 3地域 4地域 5地域 6地域 7地域 8地域

C3 計算対象建物用途 事務所等 ホテル等 病院等 物販店舗等 学校等 飲食店等 集会所等 工場等

C5 計算対象面積 [m²]

基本情報

- ・モデル建物法入力支援ツールの詳細な使用方法等については、建築研究所ホームページで公開されている「[モデル建物法入力支援ツールの解説](#)」をご覧ください。
- ・一般社団法人日本サステナブル建築協会の「省エネ対策サポートセンター」において、「[良くある質問と回答](#)」が公開されています。
- ・「基本情報」タブでは、外皮性能と各設備の一次エネルギー消費量の評価に共通で用いる基本情報を入力します。

図 2-7-2 基本情報に関する入力支援シート

基本情報として、「C1 建物名称」、「C2 省エネルギー基準地域区分」、「C3 計算対象建築用途」、「C5 計算対象面積」の入力を行う。「C3 計算対象建築用途」で「集会所等」を選択した場合、「C4 計算対象室用途」においてより詳細な室用途を選択することとなる。

C3 及び C4 で計算対象建物用途あるいは室用途を選択することとなるが、プログラムではここで選択したモデル建物に応じた計算を行うこととなるため、適切な用途を選択し入力することが重要となる。

新しいモデル建物法では用途選択をより簡易にするため、建築基準法施行規則別表に定める用途を示す記号（以下「用途区分コード」という。）に応じて、表 2-7-1 に示す適用モデルを決めることができることとなっている。具体的には表 2-7-2 のとおりとなるが、用途区分コード「08990 その他」については、エネルギーの使用状況等を鑑み表 2-7-1 のいずれの用途に分類することが必要となるため、分類に際しては認定を行う所管行政庁に事前に確認を行うことが望ましい。

表 2-7-1 モデル建物法における「モデル建物」の選択肢（案）

1	事務所モデル	2	シティホテルモデル
3	ビジネスホテルモデル	4	総合病院モデル
5	福祉施設モデル	6	診療所モデル
7	大学モデル	8	学校モデル
9	幼稚園モデル	10	学校講堂モデル
11	大規模物販店舗モデル	12	小規模物販店舗モデル
13	飲食店モデル	14	集会所モデル
15	工場モデル		

※「モデル建物」の選択肢名称については、今後変更になる可能性有。

表 2-7-2 建築基準法における建築物用途とモデル建物法における「モデル建物」の選択肢（案）

用途区分 コード	施行規則別紙で記載のある用途	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢（案）
08010	一戸建ての住宅	住宅基準による
08020	長屋	
08030	共同住宅	
08040	寄宿舎	
08050	下宿	
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販店舗モデルの複合建築物
08070	幼稚園	幼稚園モデル 学校講堂モデル
08080	小学校	学校モデル 学校講堂モデル
08090	中学校又は高等学校	学校モデル 学校講堂モデル
08100	養護学校、盲学校又は聾学校	学校モデル 学校講堂モデル
08110	大学又は高等専門学校	大学モデル 学校講堂モデル
08120	専修学校	学校モデル 学校講堂モデル
08130	各種学校	学校モデル 学校講堂モデル
08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル（図書館）
08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
08370	ボーリング場	集会所モデル （ボーリング場）
	スケート場	集会所モデル（体育館）
	水泳場	集会所モデル（体育館）
	スキー場	集会所モデル（体育館）
	ゴルフ練習場	集会所モデル（体育館）
	バッティング練習場	集会所モデル（体育館）

08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）		集会所モデル（体育館）
08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの		福祉施設モデル
08180	保育所その他これに類するもの		幼稚園モデル
			学校講堂モデル
08190	助産所		総合病院モデル
08210	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）		福祉施設モデル
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）		総合病院モデル
08260	病院		総合病院モデル
08400	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
		ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）		診療所モデル
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		集会所モデル（社寺）
08220	隣保館		集会所モデル（体育館）
08270	巡査派出所		・住宅を兼ねない：事務所モデル ・住宅を兼ねる：住宅＋事務所モデル（複合建築物）
08280	公衆電話所		－
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）		事務所モデル
08300	地方公共団体の支庁又は支所		事務所モデル
08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋		－
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。）		－
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		事務所モデル
08340	工場（自動車修理工場を除く。）		工場モデル
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの		－
08390	マーシャン屋		小規模物販店舗モデル
	ばちんこ屋		集会所モデル（ばちんこ屋）
	射的場		小規模物販店舗モデル
	勝馬投票券発売所		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	場外車券売場その他これらに類するもの		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	カラオケボックスその他これらに類するもの		集会所モデル（カラオケボックス）
08410	自動車教習所		学校モデル
08420	畜舎		－

08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	—	
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	小規模物販店舗モデル	
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販店舗モデル
		売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販店舗モデル
08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	飲食店モデル	
08452	食堂又は喫茶店	飲食店モデル	
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	集会所モデル（浴場施設）	
08560	展示場	集会所モデル（体育館）	
08570	料理店	飲食店モデル	
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	飲食店モデル	
08590	ダンスホール	集会所モデル（アスレチック場）	
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（以下2項に掲げるものを除く。）	小規模物販店舗モデル	
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	小規模物販店舗モデル	
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所モデル	

08470	事務所	事務所モデル
08500	自転車駐車場	—
08490	自動車車庫	工場モデル
08350	自動車修理工場	工場モデル
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	集会所モデル（体育館）
08510	倉庫業を営む倉庫	工場モデル
08520	倉庫業を営まない倉庫	工場モデル
08530	劇場、演芸場	集会所モデル（劇場）
	映画館	集会所モデル（映画館）
08540	観覧場	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
08550	公会堂	集会所モデル（劇場）
	集会場	集会所モデル（体育館）
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場	ビジネスホテルモデル
	ヌードスタジオ	集会所モデル（劇場）
	のぞき劇場	集会所モデル（劇場）
	ストリップ劇場	集会所モデル（劇場）
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	ビジネスホテルモデル
	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗	小規模物販店舗モデル
	その他これらに類するもの	（上記いずれか）
08610	卸売市場	工場モデル
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	工場モデル
08990	その他	

また、認定申請する建築物が複数の用途が混在する複数用途建築物の場合は、全ての建物用途ごとに適合判定プログラムで計算を行い、同プログラム上で集計を行う。建物用途ごとの計算は、単一用途での計算と同様であるが、複数用途で共有する部分（エントランス、廊下など）については、いずれかの建物用途含まれていると判断した上、漏れなく計算対象となっていることが必要である。

STEP2 外皮の入力

モデル建物法入力支援ツール(平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04) 複数用途集計 クリア 保存 読込

建物用途 事務所等
地域区分 5 地域

計算結果 BPI_m : - BEI_m : - (AC V L HW EV PV)

再計算 出力

基本情報 外皮 空調[AC] 換気[V] 照明[L] 給湯[HW] 昇降機[EV] 太陽光発電[PV]

建物形状 外壁性能 窓性能

建物形状

建物高さ

PAL1 階数

PAL2 各階の階高の合計 [m]

外周長さ

PAL3 建物の外周長さ [m]

PAL4 非空調コア部の外周長さ [m]

方位

PAL5 非空調コア部の方位

北
 東
 南
 西
 なし

外皮

- ・「外皮」タブでは、計算対象建物用途の外皮の仕様を入力します。
- ・外皮とは、建物の外周部分の構造体、すなわち建物の外壁、屋根、外気に接する床（ピロティー等）、窓等を指します。

外皮の入力は、大きく①建物形状、②外壁性能、③窓性能の3つについて入力を行うこととなる。

① 建物形状

● 「PAL1 階数」

地階及び塔屋階を除いた階数の入力を行う。

● 「PAL2 各階の階高の合計」

階高の合計は、地階及び塔屋階を除く最下階から最上階の各階高の合計とし、階高は床スラブ上面から上階床スラブ上面の高さとする。

● 「PAL3 建物の外周長さ」

床面積が最大の階の外周長さ（原則壁芯間の寸法）の入力をする。

● 「PAL4 非空調コア部の外周長さ」

非空調コア部の外周長さ（壁芯）を入力する。ここで、非空調コア部とは、地上階から最上階（塔屋階は除く。）までの平面図上で同一位置にある非空調の部分（昇降機のシャ

フト、階段室等)をいう。

- 「PAL5 非空調コア部の方位」について入力を行うこととなる。

PAL4 で入力した非空調コア部の面する方位を表 2-7-3 に示す「北」、「東」、「南」、「西」の 4 方位、及び「なし」から選択し入力する。非空調コア部が複数の方位に存在する場合は、非空調コア部の外皮面積の合計が最も大きい方位を選択する。また、その方位が複数特定される場合は、特定された複数の方位のうち、「北」があれば「北」、「北」が無く「東」があれば「東」、「北」及び「東」が無ければ「西」を選択する。

表 2-7-3 方位の選択肢

選択肢	適用	備考
北	真北±45°	北東は「北」とする
東	真東±45°	南東は「東」とする
南	真南±45°	南西は「西」とする。
西	真西±45°	北西は「北」とする
なし	非空調コア部が無い場合	

外壁性能

外壁・屋根・
外気に接する床の面積

PAL6 外壁面積-北 [?] [m²]

PAL7 外壁面積-東 [?] [m²]

PAL8 外壁面積-南 [?] [m²]

PAL9 外壁面積-西 [?] [m²]

PAL10 屋根面積 [?] [m²]

PAL11 外気に接する床の面積 [?] [m²]

外壁・屋根・
外気に接する床の性能

PAL12 外壁の平均熱貫流率 [?] [W/m²K]

PAL13 屋根の平均熱貫流率 [?] [W/m²K]

PAL14 外気に接する床の平均熱貫流率 [?] [W/m²K]

② 外壁性能

- 「PAL6 外壁面積—北」から「PAL9 外壁面積—西」
各方位ごとに、窓を除く外壁面積の入力を行う。
- 「PAL10 屋根面積」
熱的境界となる屋根面積（塔屋階の床面積を含む。）を入力する。
- 「PAL11 外気に接する床の面積」
ピロティやオーバーハングしている床などの外気に接する床の面積を入力する。
- 「PAL12 外壁の平均熱貫流率」から「PAL14 外気に接する床の平均熱貫流率」
外壁、屋根、外気に接する床それぞれの部位における平均熱貫流率を算出し入力を行う。
平均熱貫流率の考え方は住宅と同様であるが、住宅と異なり熱橋部については特に考慮しなくてもよい。

窓性能	
窓面積	PAL15 窓面積-北 [?] <input type="text" value="180"/> [m ²]
	PAL16 窓面積-東 [?] <input type="text" value="120"/> [m ²]
	PAL17 窓面積-南 [?] <input type="text" value="180"/> [m ²]
	PAL18 窓面積-西 [?] <input type="text" value="120"/> [m ²]
	PAL19 窓面積-屋根面 [?] <input type="text" value="0"/> [m ²]
窓性能	PAL20 外壁面に設置される窓の平均熱貫流率 [?] <input type="text" value="5.95"/> [W/m ² K]
	PAL21 外壁面に設置される窓の平均日射熱取得率 [?] <input type="text" value="0.876"/> [-]
	PAL22 屋根面に設置される窓の平均熱貫流率 [?] <input type="text" value="0"/> [W/m ² K]
	PAL23 屋根面に設置される窓の平均日射熱取得率 [?] <input type="text" value="0"/> [-]

- 「PAL15 窓面積－北」から「PAL19 窓面積－屋根面」
各部位の窓の面積を入力する、なお、窓面積はサッシ部も含めた面積とし、地上階から最上階（塔屋階を除く。）のすべての窓を対象とする。
- 「PAL20 外壁面に設置される窓の平均熱貫流率」から「PAL23 屋根面に設置される窓の平均日射熱取得率」
各部位の、窓の平均熱貫流率及び平均日射熱取得率を算出して入力を行う。

STEP3 空調 [AC] の入力

モデル建物法入力支援ツール(平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04) 複数用途集計 クリア 保存 読込

建物用途 事務所等
地域区分 5 地域

計算結果 BPIm :- BEIm :- (AC V L HW EV PV)

基本情報 外皮 空調[AC] 換気[V] 照明[L] 給湯[HW] 昇降機[EV] 太陽光発電[PV]

熱源 外気処理

AC0 空気調和設備の評価 評価しない 評価する

熱源

熱源システムの種類

AC1 熱源システムの種類 個別分散方式 (冷房のみ) 個別分散方式 (暖房のみ) 個別分散方式 (冷房および暖房)

熱源(冷房)

AC2 熱源機種 (冷房) パッケージ型エアコンディショナ (電気式) パッケージ型エアコンディショナ (ガス式) ルームエアコン

AC3 熱源効率 (冷房) の入力方法 指定しない 数値を入力する → AC4

熱源(暖房)

AC5 熱源機種 (暖房) パッケージ型エアコンディショナ(電気式) パッケージ型エアコンディショナ(ガス式) ルームエアコン FF式暖房機

AC6 熱源効率 (暖房) の入力方法 指定しない 数値を入力する → AC7

空調設備について

- ・「空調」タブでは、計算対象建物用途内にある空調設備の仕様を入力します。
- ・計算対象建物用途内に設置されるすべての空調設備が計算対象となります。
- ・空調設備の評価を行うためには、「外皮」タブのPAL6～PAL23の入力も行う必要があります。

空調 [AC] の入力は、計算対象となる空調設備の有無を選択した上、申請する対象がある場合は①熱源と②外気処理について、必要事項の入力を行う。空調設備を設けない場合は、「評価しない」を選択した上、以降の入力を行う必要はない。

なお、空気調和設備は計算対象とできる機器の範囲を拡充することに伴い、入力画面が大きく変更されることが予定されている。以下は現時点における入力内容に関する解説となっている。

① 熱源

● 「AC1 熱源システムの種類」

対象とする空気調和設備が冷房機能しか持たない場合は「個別分散方式 (冷房のみ)」を、暖房機能しか持たない場合は「個別分散方式 (暖房のみ)」を、それ以外の場合は「個別分

散方式（冷房および暖房）」を選択する。

●「AC2 熱源（冷房）」

熱源機種（冷房）を表 2-7-4 から選択する。複数の機種が混在する場合は、定格冷房能力を機種ごとに合計し、その合計値が最大となる機種の選択を行う。また、「パッケージ型エアコンディショナ」には、1 台の屋外機に複数台の室内機が接続されて個別に制御できる「ビル用マルチエアコン」も含むこととする（暖房についても同様。）。

表 2-7-4 熱源機種（冷房）の選択肢

選択肢	適用
パッケージ型エアコンディショナ（電気式）	JIS B8616 で規定されたパッケージエアコンディショナ（ただし、容量に制限はないものとする）等
パッケージ型エアコンディショナ（ガス式）	JIS B8627 で規定されたガスヒートポンプ冷（暖）房機（ただし、容量に制限はないものとする）等
ルームエアコン	

●「AC3 熱源効率（冷房）入力方法」

熱源効率（冷房）を数値で指定する場合は「数値を入力する」を、評価時点で機種が決定しておらず効率が不明である場合は「指定しない」を選択することとなる。

なお、「数値を入力する」を選択した場合は「AC4 冷房平均 COP（一次エネルギー換算）」を入力することが必要となる。ここで、冷房平均 COP は計算対象建物用途内のすべての熱源機器の冷房平均 COP（一次エネルギー換算値）を算出することが必要となる。

●「AC5 熱源（暖房）」

熱源機種（暖房）を表 2-7-5 から選択する。複数の機種が混在する場合は、定格暖房能力を機種ごとに合計し、その合計値が最大となる機種を選択する。

表 2-7-5 熱源機種（暖房）の選択肢

選択肢	適用
パッケージ型エアコンディショナ（電気式）	JIS B8616 で規定されたパッケージエアコンディショナ（ただし、容量に制限はないものとする）等
パッケージ型エアコンディショナ（ガス式）	JIS B8627 で規定されたガスヒートポンプ冷（暖）房機（ただし、容量に制限はないものとする）等
ルームエアコン	
FF 式暖房機	すべての燃料（ガス、灯油等）を対象

●「AC6 熱源効率（暖房）入力方法」

熱源効率（暖房）を数値で指定する場合は「数値を入力する」を、評価時点で機種が決定しておらず効率が不明である場合は「指定しない」を選択することとなる。

なお、「数値を入力する」を選択した場合は「AC7 暖房平均 COP（一次エネルギー換算）」を入力することが必要となる。ここで、暖房平均 COP は計算対象建物用途内のすべての熱源機器の暖房平均 COP（一次エネルギー換算値）を算出することが必要となる。

② 外気処理

● 「AC8 全熱交換器」

全熱交換器の有無について、表 2-7-6 の適用条件を元を選択する。

表 2-7-6 全熱交換器の有無の適用条件

選択肢	適用
無	設置なしの場合、または下記条件を満たさない場合
有 (バイパス制御なし)	建物全体の取入外気量の 50%以上に対して、熱交換効率が 50%以上の全熱交換器を採用
有 (高効率かつバイパス制御あり)	建物全体の取入外気量の 90%以上に対して、熱交換効率が 70%以上の全熱交換器及びバイパス制御を採用

● 「AC9 余熱時外気取り入れ停止」

余熱時外気取り入れ停止の有無について、表 2-7-7 の適用条件を元を選択する。

表 2-7-7 余熱時外気取り入れ停止の有無の適用条件

選択肢	適用
無	設置なしの場合、または下記条件を満たさない場合
有	建物全体の取入外気量の 50%以上に対して、予熱時外気取り入れ停止を採用

STEP4 換気 [V] の入力

モデル建物法入力支援ツール(平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04) 複数用途集計 クリア 保存 購込

建物用途 **事務所等** 地域区分 **5 地域** 計算結果 BPIm :- BEIm :- (AC V L HW EV PV) 再計算 出力

基本情報 外皮 空調[AC] **換気[V]** 照明[L] 給湯[HW] 昇降機[EV] 太陽光発電[PV]

室用途「機械室」 室用途「便所」 室用途「駐車場」 室用途「厨房」

V0 機械換気設備の評価 評価しない 評価する

室用途「機械室」

機械換気設備の有無 **V1 機械換気設備の有無**
 無 有

換気方式 **V2 換気方式**
 第一種換気方式
 第二種または第三種換気方式

電動機出力 **V3 電動機出力の入力方法**
 指定しない
 全圧損失を入力する → V4
 単位送風量あたりの電動機出力を入力する → V5

制御方式 **V6 高効率電動機の有無**
 無 有

V7 送風量制御の有無
 無 有

換気設備について

- 「換気」タブでは、計算対象建物用途内にある機械換気設備の仕様を入力します。
- 計算対象建物用途内の「機械室」、「便所」、「厨房」、「駐車場」に設置される機械換気設備が計算対象となります。ただし、存在しない室用途については入力する必要はありません。

換気 [V] の入力は、計算対象となる換気設備の有無を選択した上、申請する対象がある各室用途に応じて設置する機器性能等の入力を行う。換気設備を設けない場合は、「評価しない」を選択した上、以降の入力を行う必要はない。

なお、ここでは主として排熱、除湿、脱臭を目的とした送風機を空調設備以外の換気設備とし、計算対象とすることとなる

① 室用途「機械室」、② 室用途「便所」

● 「V1 機械換気設備の有無」

機械室（便所）に、機械換気設備が設置されているか否かを入力する。設置されていない場合は、以降の①に関する事項の入力は不要となる。

● 「V2 換気方式」

機械室（便所）に設ける機械換気設備の換気方式が、表 2-7-4 のいずれに該当するかを選

択する。

表 2-7-4 換気方式

換気方式	給気	排気
第一種換気方式	機械換気	機械換気
第二種換気方式	機械換気	自然換気
第三種換気方式	自然換気	機械換気

なお新しいモデル建物法では、この項目は無くなる予定である。

● 「V3 電動機出力の入力方法」

送風機の全圧損失により申請を行う場合は「全圧損失を入力する」を、単位送風量あたりの電動機出力により申請を行う場合は「単位送風量あたりの電動機出力を入力する」を選択し、申請時点で機械換気設備の仕様が不明である場合は「指定しない」を選択する。

なお、「全圧損失を入力する」を選択した場合は「V4 全圧損失」、「単位送風量あたりの電動機出力を入力する」を選択した場合は「V5 単位送風量あたりの電動機出力」を、それぞれ入力することが必要となる。

なお新しいモデル建物法では、「指定しない」もしくは「単位送風量あたりの電動機出力を入力する」に選択肢が限定される予定である。

● 「V6 高効率電動機の有無」

高効率電動機（「JIS C 4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）」に準拠した電動機）を採用した送風機の送風量の割合が全送風機の合計送風量の 80%以上である場合は「有」を選択し、それ以外は「無」を選択する。

● 「V7 送風量制御の有無」

送風量制御（「CO 濃度や CO2 濃度による送風機制御」もしくは「室内温度による送風機制御」）を採用した送風機の送風量の割合が、全送風機の合計送風量の 80%以上である場合は「有」を選択し、それ以外は「無」を選択する。

③ 室用途「駐車場」、④ 室用途「厨房」

それぞれの室用途の機械換気設備の有無を入力し、「有」の場合は上記で記載した V1 から V7 の内容について同様に入力を行う。その上で、以下の事項についてもあわせて入力を行う。

● 「V8 床面積」

室用途が「駐車場」及び「厨房」の場合は、その室用途が占める実際の床面積の入力を行う。

STEP5 照明 [L] の入力

モデル建物法入力支援ツール(平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04) 検索用途集計 クリア 保存 読み込み

建物用途 事務所等
地域区分 5 地域

計算結果 BPIm :- BEIm :- (AC V L HW EV PV) 再計算 出力

基本情報 外皮 空調[AC] 換気[V] 照明[L] 給湯[HW] 昇降機[EV] 太陽光発電[PV]

室用途「事務所」

L0 照明設備の評価 評価しない 評価する

室用途「事務所」

照明設備の有無 L1 照明設備の有無 無 有

消費電力 L2 消費電力の入力方法 指定しない 数値を入力する → L3

制御方式

L4 人感センサー等による在室検知制御の有無 無 有

L5 タイムスケジュール制御の有無 無 有

L6 初期照度補正制御の有無 無 有

L7 明るさセンサー等による昼光連動調光制御の有無 無 有

L8 明るさ感知による自動点滅制御の有無 無 有

L9 照度調整調光制御の有無 無 有

照明設備について

- 「照明」タブでは、計算対象建物用途内にある照明設備の仕様を入力します。
- 建物用途ごとに定められた主たる室用途の室に設置される照明設備が計算対象となります。

照明 [L] の入力は、計算対象となる照明設備の有無を選択した上、申請する対象がある場合は必要事項の入力を行う。照明設備を設けない場合は、「無」を選択した上、以降の入力を行う必要はない。

なお、ここでは適用するモデル建物に応じて入力を行うべき室用途が自動的に画面に表示されることとなる。よって、表示された室用途に設置する照明設備に関する内容のみを入力すればよいこととなる。

● 「L1 照明設備の有無」

対象となる室用途において、照明設備が設置されているか否かを入力する。設置されていない場合は、以降の入力は不要となる。

● 「L2 消費電力の入力方法」

対象となる室用途について。照明設備の消費電力を入力する場合は「数値を入力する」を、申請時点で仕様が決定しておらず不明である場合は「指定しない」の選択を行う。

また、「数値を入力する」を選択した場合は「L3 単位床面積あたりの消費電力」を入力することとなる。

● 「L4 人感センサー等による在室検知制御の有無」

8割以上の照明器具について、人感センサー等による在室検知制御を採用していれば「有」の選択を行えることとなる。ここで人感センサー等による在室検知制御とは、室内に設置された人感センサー等の検知機器により人の動きを感知し、在室時には点灯、不在時には消灯もしくは調光により減光する自動制御システムのこととし、手動スイッチによる局所的な点滅・調光は対象としていない。

● 「L5 タイムスケジュール制御の有無」

8割以上の照明器具について、タイムスケジュール制御を採用していれば「有」の選択を行えることとなる。ここでタイムスケジュール制御とは、あらかじめ設定された時刻に点滅あるいは調光制御を行うもので、始業前や昼休み、残業時間など、照明設備に要求される照度レベルや役割に応じて自動的に消灯あるいは調光制御する照明制御システムのことをいう。

● 「L6 初期照度補正制御の有無」

8割以上の照明器具について、初期照度補正制御を採用していれば「有」の選択を行えることとなる。ここで初期照度補正制御とは、明るさセンサーやタイマーを利用した点灯時間による光源の光束低下を見込んだ調光制御であり、建築物の完成直後あるいはランプ交換及び器具清掃初期の過剰照度を抑制（初期照度を補正）し、消費電力量の低減を図る制御のことをいう。

● 「L7 明るさセンサー等による昼光連動調光制御の有無」

8割以上の照明器具について、明るさセンサー等による昼光連動調光制御を採用していれば「有」の選択を行えることとなる。ここで明るさセンサー等による昼光連動調光制御とは、建築物の執務室等、主に視作業を伴う室の、昼光が入射する側窓の近傍エリアにおいて、入射する昼光の明るさに応じて当該エリアの照明設備を自動的にきめ細かく調光制御することで消費電力量の低減を図る照明制御システムのことをいう。

● 「L8 明るさ感知による自動点滅制御の有無」

8割以上の照明器具について、明るさ感知による自動点滅制御を採用していれば「有」の選択を行えることとなる。ここで明るさ感知による自動点滅制御とは、昼光照度など空

間の明るさをセンサー等で検知して、ある一定以上の明るさのときは、自動的に照明を消灯し、暗くなったら自動的に点灯する照明制御システムのことをいう。

● 「L9 照度調整調光制御の有無」

8割以上の照明器具について、照度調整調光制御を採用していれば「有」の選択を行えることとなる。ここで明るさセンサー等による照度調整調光制御とは、天井や器具に取り付けられた明るさセンサー等による対象回路の調光によって、想定する机上面の照度に調整する照明制御システムのことをいう。

なお、「L4 人感センサー等による在室検知制御」「L5 タイムスケジュール制御」「L6 初期照度補正制御」「L7 明るさセンサー等による昼光連動調光制御」「L8 明るさ感知による自動点滅制御」については、「在室検知制御」、「明るさ検知制御」、「タイムスケジュール制御」及び「初期照度補正機能」に整理再分類され、「L9 照度調整調光制御」については廃止される予定である。

STEP6 給湯 [HW] の入力

モデル建物入力支援ツール(平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04) 複数用途集計 クリア 保存 購込

建物用途 事務所等
地域区分 5 地域

計算結果 BPIm :- BEIm :- (AC V L HW EV PV) 再計算 出力

基本情報 外皮 空調[AC] 換気[V] 照明[L] **給湯[HW]** 昇降機[EV] 太陽光発電[PV]

「洗面・手洗い」用途 「厨房」用途

HWO 給湯設備の評価 評価しない 評価する

「洗面・手洗い」用途

給湯設備の有無 **HW1 給湯設備の有無**
 無
 有

給湯設備仕様 **HW2 熱源効率の入力方法**
 指定しない
 数値を入力する → **HW3**

HW4 配管保温仕様
 裸管
 保温仕様2または3
 保温仕様1

HW5 節湯器具
 無
 自動給湯栓
 節水型シャワー

「厨房」用途

給湯設備の有無 **HW1 給湯設備の有無**
 無
 有

給湯設備について

- 「給湯」タブでは、計算対象建物用途内にある給湯設備の仕様を入力します。
- 計算対象建物用途内にある「洗面、手洗い」、「浴室」（「ホテル等」、「病院等」のみ、共同の浴室も計算の対象とする。）、「厨房」のための給湯設備を対象とします。ただし、存在しない用途については入力する必要はありません。

給湯 [HW] の入力は、計算対象となる給湯設備の有無を選択した上、申請する対象がある場合は必要事項の入力を行う。給湯設備を設けない場合は、「無」を選択した上、以降の入力を行う必要はない。

なお、ここでは適用するモデル建物に応じて入力を行うべき室用途が自動的に画面に表示されることとなる。また、適用するモデル建物によらず厨房が設置されている場合は入力が必要となる。

- 「HW1 給湯設備の有無」

対象となる室用途において、給湯設備が設置されているか否かを入力する。設置されていない場合は、厨房に係る部分を除き以降の入力は不要となる。

- 「HW2 熱源効率の入力方法」

熱源効率を数値で指定する場合は「数値を入力する」を、評価時点で機種が決定しておらず効率が不明である場合は「指定しない」の選択を行うこととなる。

なお、「数値を入力する」を選択した場合は「HW3 熱源効率」を入力することとなる。

●「HW4 配管保温仕様」

給湯設備の主たる配管（バルブ・フランジを含む）の保温仕様を、表 2-7-5 から選択し入力を行う。

表 2-7-5 配管の保温仕様

選択肢	適用
裸管	保温材なし
保温仕様 2 または 3	保温仕様 2：配管保温仕様が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・管径 50 mm未満：保温材厚さ 20 mm以上 ・管径 50 mm以上 125 mm未満：保温材厚さ 25 mm以上 ・管径 125 mm以上：保温材厚さ 30 mm以上 または 保温仕様 3：配管保温仕様が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・管径 125 mm未満：保温材厚さ 20 mm以上 ・管径 125 mm以上：保温材厚さ 25 mm以上
保温仕様 1	配管保温仕様が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・管径 40 mm未満：保温材厚さ 30 mm以上 ・管径 40 mm以上 125 mm未満：保温材厚さ 40 mm以上 ・管径 125 mm以上：保温材厚さ 50 mm以上

●「HW5 節湯器具」

節湯器具の仕様を、表 2-7-6 から選択し入力を行う。なお、当概用途のための給湯栓の 8 割以上に節湯器具を採用していれば、節湯器具が採用されていると判断することができる。

表 2-7-6 節湯器具

選択肢	適用
無	節湯器具の設置なし
自動給湯栓	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面台や浴室等に設置される湯水混合水栓 ・公衆浴場等で使用される自閉式水栓（一定の時間あるいは量を吐水した後に止水する水栓）
節水型シャワー	<ul style="list-style-type: none"> ・サーモスタット付き混合栓に、散水板開口面積 40 mm²以下のシャワーヘッドを組み合わせたもの ・サーモスタット付き混合栓に一時停止機構付きシャワーヘッドを組

	み合わせたもの ・もしくはこれと同等のもの
--	--------------------------

●「HW6 計算対象床面積」

「厨房」が設けられている場合は、厨房のみの入力事項として計算対象床面積を入力することとなる。なお、ここで入力する床面積とは、飲食をする人が存在する室（食堂、レストラン、飲食店の客室部等）の床面積であり。厨房の床面積ではないため注意する必要がある。なお新しいモデル建物法では、この項目は無くなる予定である。

STEP7 昇降機 [EV] の入力

モデル建物法入力支援ツール(平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04)

建物用途 事務所等
地域区分 5 地域

計算結果 BPIm :- BEIm :- (AC V L HW EV PV)

基本情報 外皮 空調[AC] 換気[V] 照明[L] 給湯[HW] **昇降機[EV]** 太陽光発電[PV]

昇降機の入力

昇降機の有無

EV1 昇降機の有無

無

有

速度制御方式

EV2 速度制御方式

交流帰還制御等

可変電圧可変周波数制御方式(回生なし)

可変電圧可変周波数制御方式(回生あり)

昇降機について

・「昇降機」タブでは、計算対象建物用途内にある昇降機の仕様を入力します。

昇降機 [EV] の入力は、計算対象となる昇降機の有無を選択した上、申請する対象がある場合は必要事項の入力を行う。昇降機を設けない場合は、「無」を選択した上、以降の入力を行う必要はない。

● 「EV1 昇降機の有無」

昇降機が設置されているか否かを入力する。設置されていない場合は、以下の入力は不要となる。

● 「EV2 速度制御方式」

速度制御方式を、表 2-7-7 から選択し入力を行う。複数の速度制御方式が混在する場合は、採用される速度制御方式のうち、表 2-7-7 の係数が最も大きい（効果の少ない）方式を選択することとする。

表 2-7-7 速度制御方式

選択肢	適用	制御方式による係数
交流帰還制御方式等	交流帰還制御方式、ワードレオナード式、静止レオナード方式(サイリスタレオナード方式)、交流二段方式等	1/20
可変電圧可変周波数制御方式 (回生なし)	インバーターによって交流巻き上げ電動機の印加電圧と周波数を制御することにより速度を制御する方式。回生電力の再利用はなし。	1/40
可変電圧可変周波数制御方式 (回生あり)	インバーターによって交流巻き上げ電動機の印加電圧と周波数を制御することにより速度を制御する方式。また、通常走行時に回生運転中の回生電力を昇降機に蓄電し、この電力を再利用する。	1/45

STEP8 太陽光発電 [PV] の入力

太陽光発電 [PV] の入力は、計算対象となる太陽光発電の有無を選択した上、申請する対象がある場合は必要事項の入力を行う。

なお、非住宅においては量の多寡を問わず、売電を行う場合は計算に算入することはできないので注意する必要がある。基本的な入力方法については住宅と同様である。

STEP9 計算結果の確認

STEP1 から STEP8 までの各項目を入力し「再計算」ボタンを押すことにより、BEI が計算されることとなる。

The screenshot displays the 'Model Building Input Support Tool' (平成25年省エネルギー基準用) Ver 1.3.0 (2015.04). The interface includes a top navigation bar with '総数用途集計', '保存', and '読込' buttons. Below this, a '計算結果' (Calculation Results) section shows 'BPIm :- BEIm :- (AC V L HW EV PV)'. A red box highlights this section, with a callout bubble labeled '計算ボタン' (Calculation Button) pointing to the '再計算' (Recalculate) button. Another red box highlights the '出力' (Output) button, with a callout bubble labeled '出力ボタン' (Output Button). The main content area is divided into '基本情報' (Basic Information) and '基本情報' (Basic Information) sections. The '基本情報' section includes fields for '建物名称' (Building Name), '省エネルギー基準地域区分' (Energy-saving standard area division), '計算対象建物用途' (Calculation target building use), and '計算対象面積' (Calculation target area). The '基本情報' section on the right contains a list of links and information.

計算した結果、BEI=1.0 を下回っていることを確認したのち、「出力」ボタンを押すことで、計算結果が PDF としてダウンロードされることとなる。

申請に際しては、当該 PDF をプリントアウトしたものを申請図書に添付し、提出することとなる。

8. 申請手続きに係る図書等

認定表示申請は、既存の建築物における認定の取得であり、建築中の建物については、認定をすることができない。新築物件については、検査済証交付後に、建築物の所有者の申請に対して認定をすることとなる。

また、性能向上計画認定を受けた場合は、3. (4) (5) のとおり法第30条第8項、法第30条第9項に基づき適合性判定、届出をしたものとみなすこととされる（建築物の部分の認定を除く。）。なお、法第30条第2項に基づき確認申請を併せて行う場合は、建築基準法に基づき、建築確認申請に必要な図書等を同時に提出しなければならない。

認定申請に必要となる図書は、性能向上計画認定にあつては省令様式で定める「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書」、認定表示にあつては省令様式で定める「建築物エネルギー消費性能認定申請書」に、それぞれ省令に定める添付図書を添え、正副2部を所管行政庁に提出することとなる。

(1) 認定申請書

各認定申請書の様式は省令において定める予定であるが、その記載事項の概要は以下のとおりとなる予定である。

1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、申請の対象となる範囲等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 建築しようとする建築物の位置、構造等や規模に関する事項、建築物用途等についての記載欄が設けられている。
- c. 第三面 共同住宅等若しくは住宅部分を含む複合建築物における住戸の認定を受ける場合に必要なもので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項についての記載欄が設けられている。申請は建築物認定では建築物単位、住戸部分の認定では住戸単位で行うこととなるが、1住戸ごとの項目が重複している場合には複数の住戸でまとめて記載して申請することができる。（認定申請書の提出イメージ参照）
- d. 第四面 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画、工事の着手及び完了の予定時期についての記載欄が設けられている。

2) 建築物エネルギー消費性能認定申請書

- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 建築しようとする建築物の位置、延べ面積、構造、用途や敷地面積等に関する事項についての記載欄が設けられている。

なお、それぞれの認定申請では、認定対象となる建築物が住宅用途、非住宅用途あるいはその複合用途の別に応じ、図 2-8-1 のような事例が考えられる。それぞれの場合において、申請書の記載箇所等が変わることとなるため注意する必要がある。

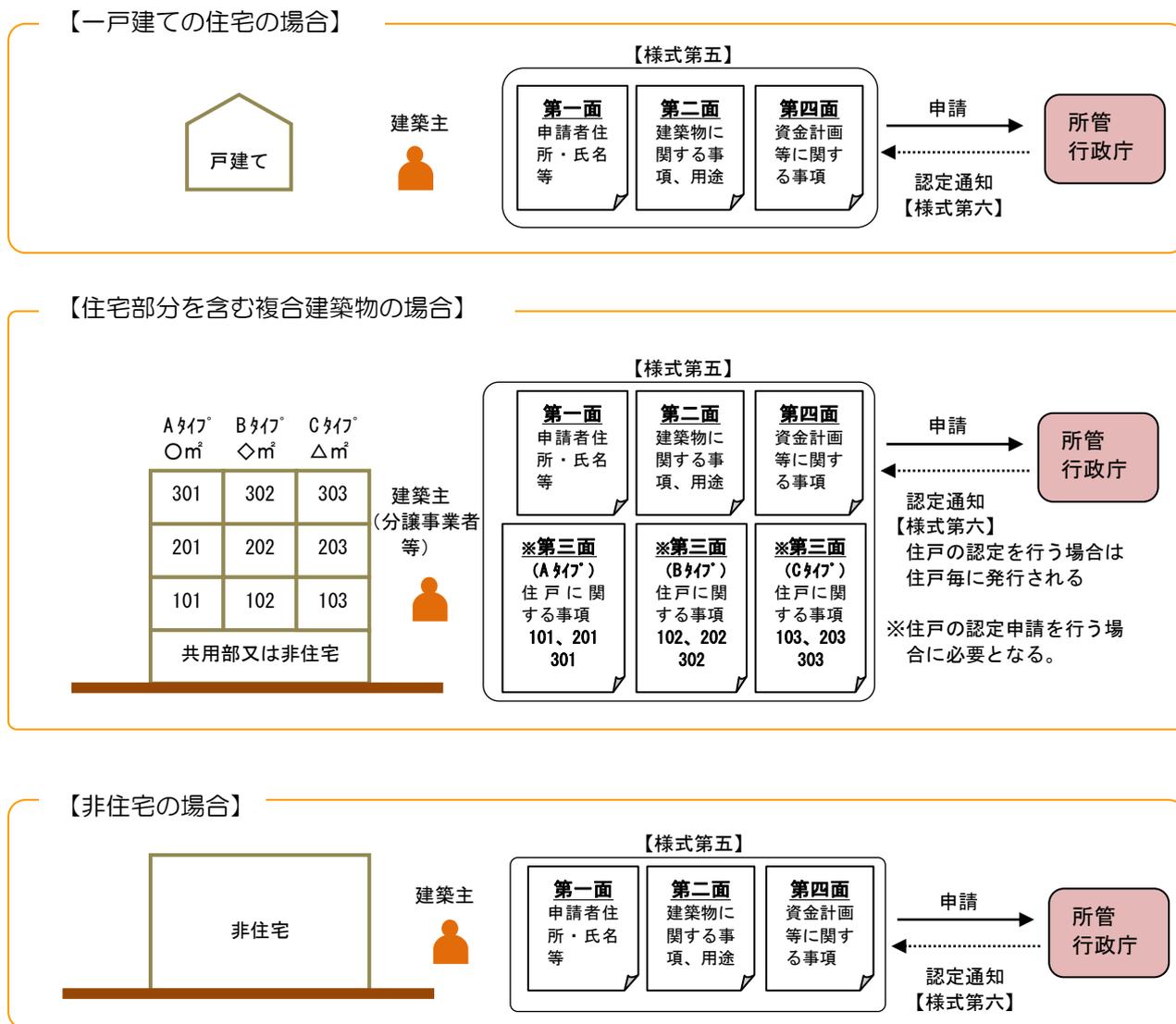


図 2-8-1 認定対象建築物の用途に応じた申請書の記載イメージ（性能向上計画認定）

(2) 申請添付図書

性能向上計画認定及び認定表示の申請に必要な添付図書は省令で定めるが、具体的には申請する建築物の用途等に応じ以下の表イから表ハに掲げる図書が必要となる。

なお、いずれの認定においても変更申請の場合は、対象となる建築物の認定通知書またはその写しが必要となる。また、その場合の添付図書については、変更に係るものみの提出でよい。

イ 建築物の構造等に関する図書（性能向上計画認定の例）

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書※	建築物のエネルギー消費性能が法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下、この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能向上設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能向上設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

※認定表示についてはエネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明する書面

□ 建築物のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
	節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書	
昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	
空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	
空気調和設備	縮尺
	空気調和設備の有効範囲
	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺
	照明設備の位置
給湯設備	縮尺
	給湯設備の位置
	配管に講じた保温のための措置

	節湯器具の位置
昇降機	縮尺
	位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	縮尺
	位置
制御図	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法

ハ 建築物に住戸が含まれる場合の住戸のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

上表における各図書の概要について、以下に記載する。

a. 設計内容説明書

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書等を記載するとともに設計内容確認欄などを設ける。

b. 各種図面・計算書

認定申請する対象建築物が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていることを確認するための書類。（一次エネルギー消費量の計算書、外皮平均熱貫流率、

平均日射熱取得率、PAL*計算書、エネルギー消費性能の向上に資する建築設備に係る資料)

c. その他必要な書類等（所管行政庁が必要と認める図書）

審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する適合証（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付）

d. 建築確認に関する申請図書

性能向上計画認定において、法第30条第2項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。

(3) その他書類

① 認定通知書

審査の結果、認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

② 不認定通知書

認定しない旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。申請図書等の不備を認めた場合、また、審査により認定基準への不適合（性能向上計画認定に係る法第30条第2項の申し出をした場合は建築基準関係規定への不適合を含む。）が認められた場合等において、所管行政庁から通知される。

③ 変更認定の通知書

審査の結果、変更に係る計画の認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。申請書の副本及びその添付図書を添えて通知される。

④ 認定取消通知書

認定を取り消すことを決定した旨を所管行政庁が申請者に対して通知する書類。認定建築主が所管行政庁の改善命令などに違反した場合や、認定申請の取下げの申出があった場合で、認定を取り消すことが決定された場合、所管行政庁から通知される。

また、必要に応じ申請者から以下のような書類の提出を受けることも考えられる。

⑤ 計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

性能向上計画認定に係る法第32条、認定表示に係る法第38条に基づく報告を所管行政庁から求められた場合に提出する書類。添付する書類としては、原則として、建築士による省エネ工事監理報告書などが考えられるが、これにより難しい場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

⑥ 変更認定申請書

既に認定を受けた計画に記載された内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）に申請者が作成し、所管行政庁に提出する。法第30条第2項に基づき建築確認申請を行う場合には確認申請に係る計画の変更も含まれる。

計画の変更申請にあたっては、性能向上計画認定にあつては省令様式を用い、適合性判定にあつては省令様式を用いる。同様式には申請者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)、計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日、変更の概要についての記載欄が設けられる。

⑦ 計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出書

認定計画に基づく新築等を取りやめる旨を申し出るための書類。所管行政庁は、認定建築主から認定計画に基づく新築等を取りやめる旨の申出があつた場合は計画の認定を取り消すことができる。